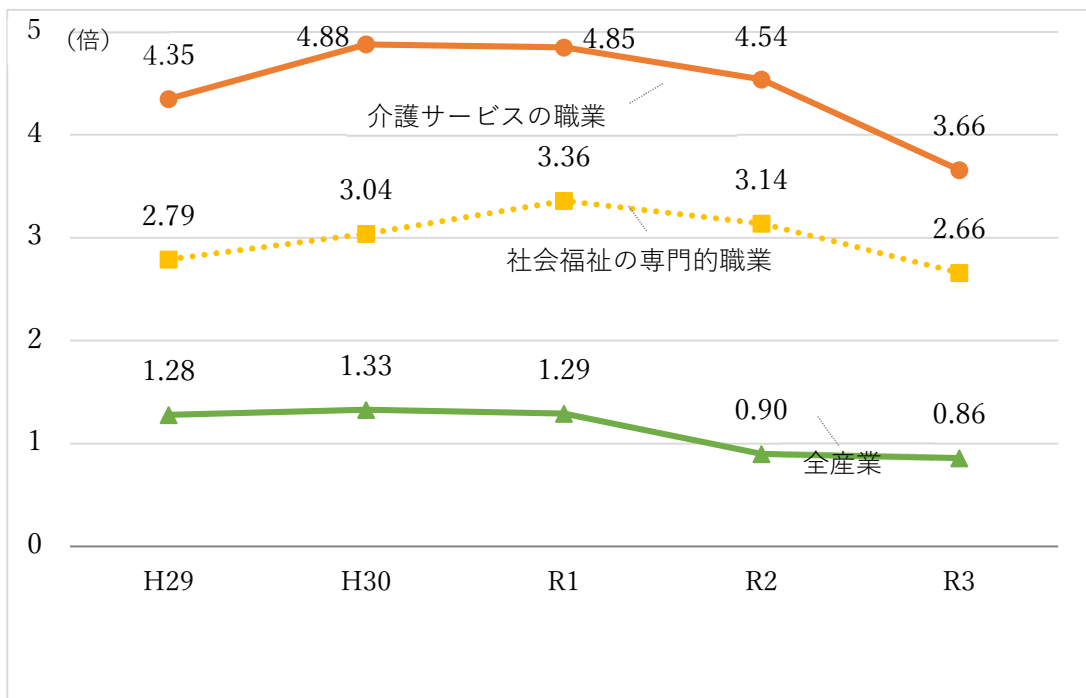


(2) 福祉人材の不足

- 千葉県の有効求人倍率は、福祉・介護分野及び全産業ともに低下傾向にありますが、2021年度（令和3年度）は、「介護サービスの職業」が3.66倍、障害福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が2.66倍と、「全産業」の0.86倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足は深刻な状況となっています。（図36）

(図36) 有効求人倍率（千葉県）



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

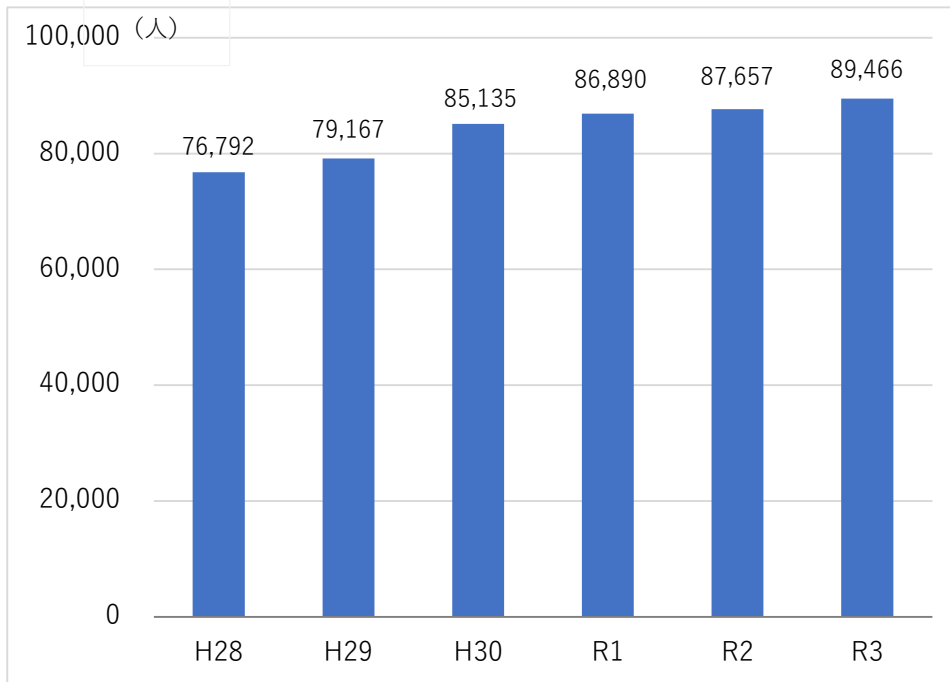
ア 高齢者福祉（介護職員）

○ 本県の介護職員数は、2016年度（平成28年度）の76,792人から2021年度（令和3年度）には89,466人となっており、着実に増加しています。（図37）

一方で、厚生労働省が公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、本県の介護職員数は、2025年度（令和7年度）には7,113人の不足が見込まれ、2040年度（令和22年度）には31,528人が不足すると見込まれています。（図38）

この背景には、高齢化の急速な進展に伴い、介護サービスの大幅な需要増加が見込まれる中、介護職員に対する著しい需要の伸びに供給が見合っていない、需給ギャップが生じていることがあります。

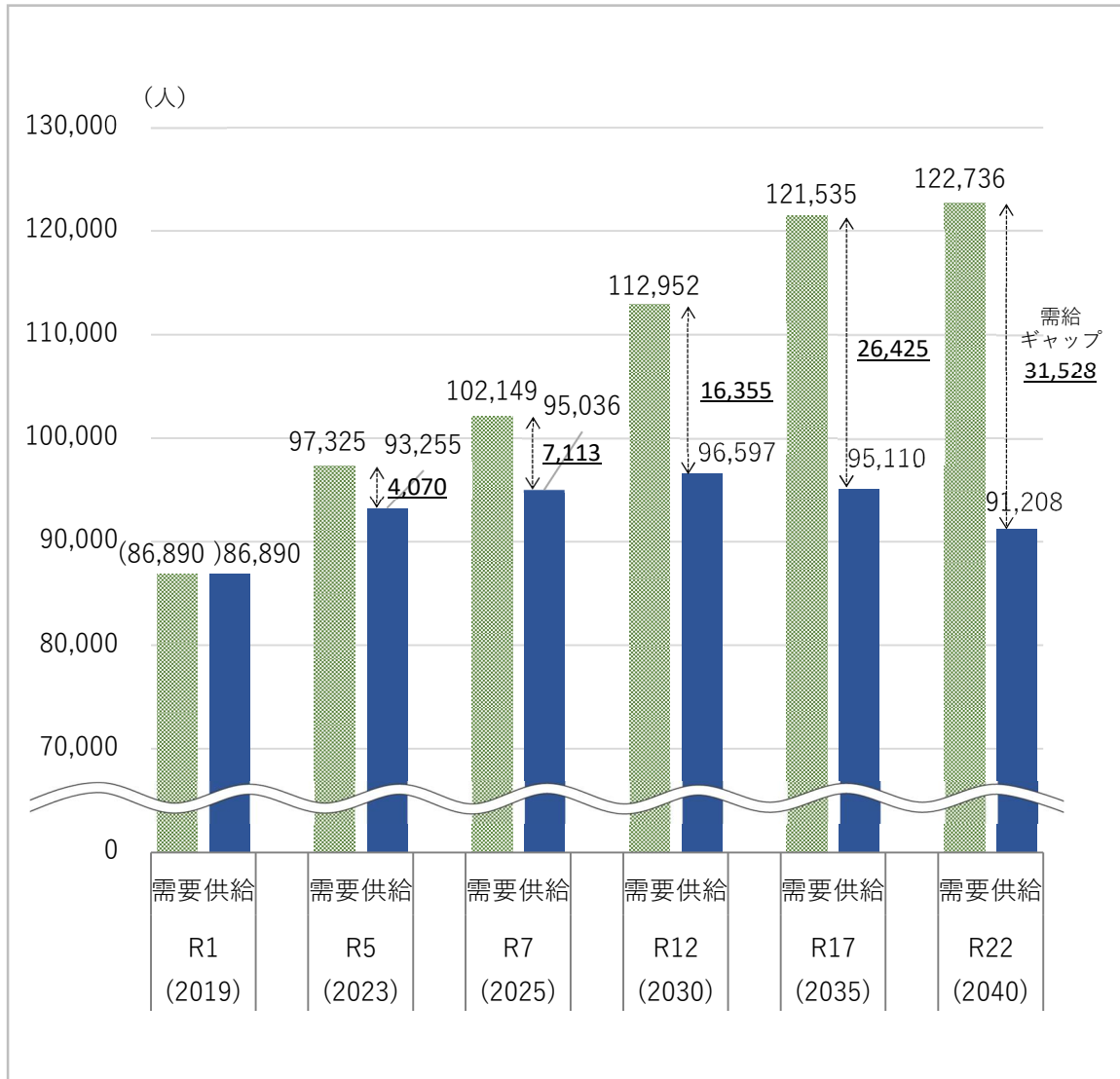
（図37）介護職員数の推移（千葉県）



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図38) 介護職員の需給推計 (千葉県)

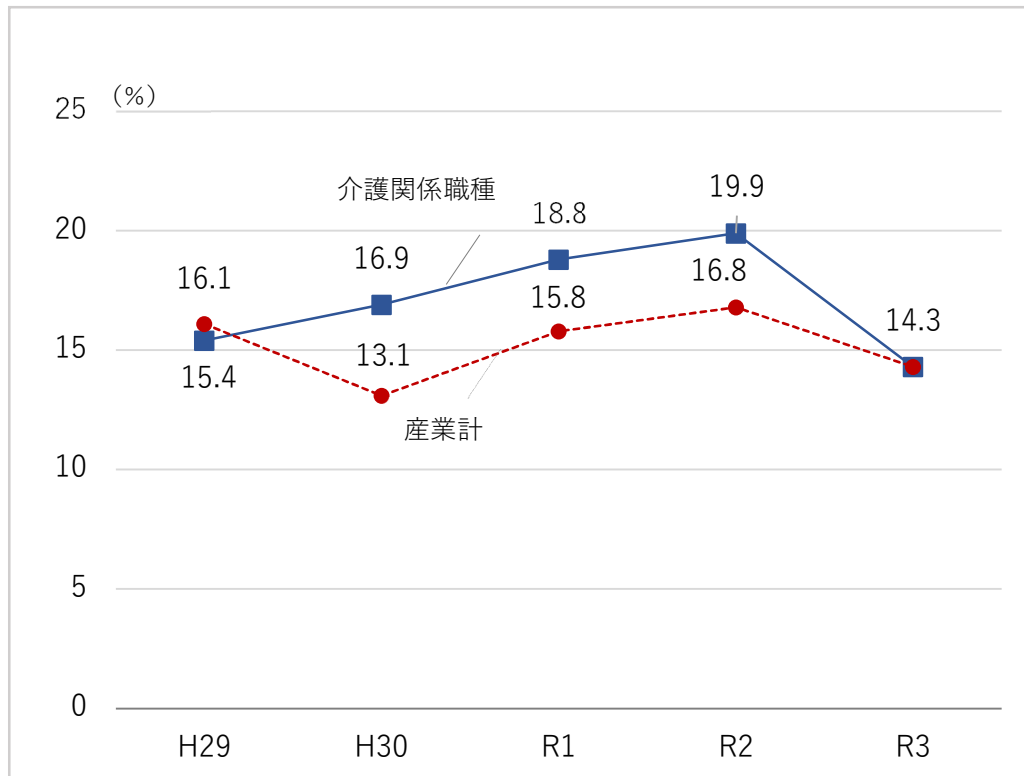


資料：厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- 介護職員の離職率は、2017年度（平成29年度）の15.4%から2020年度（令和2年度）には19.9%と増加傾向でしたが、直近の2021年度（令和3年度）には14.3%に低下しています。（図39）

（図39）離職率（介護職員・千葉県）



資料：厚生労働省「雇用動向調査」〔産業計〕
公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」〔介護〕

イ 障害福祉

○ 千葉県の子どもの障害のある人（障害者手帳所持者数）は、近年、身体障害ではほぼ横ばいの傾向、知的障害・精神障害はともに増加傾向にあります。

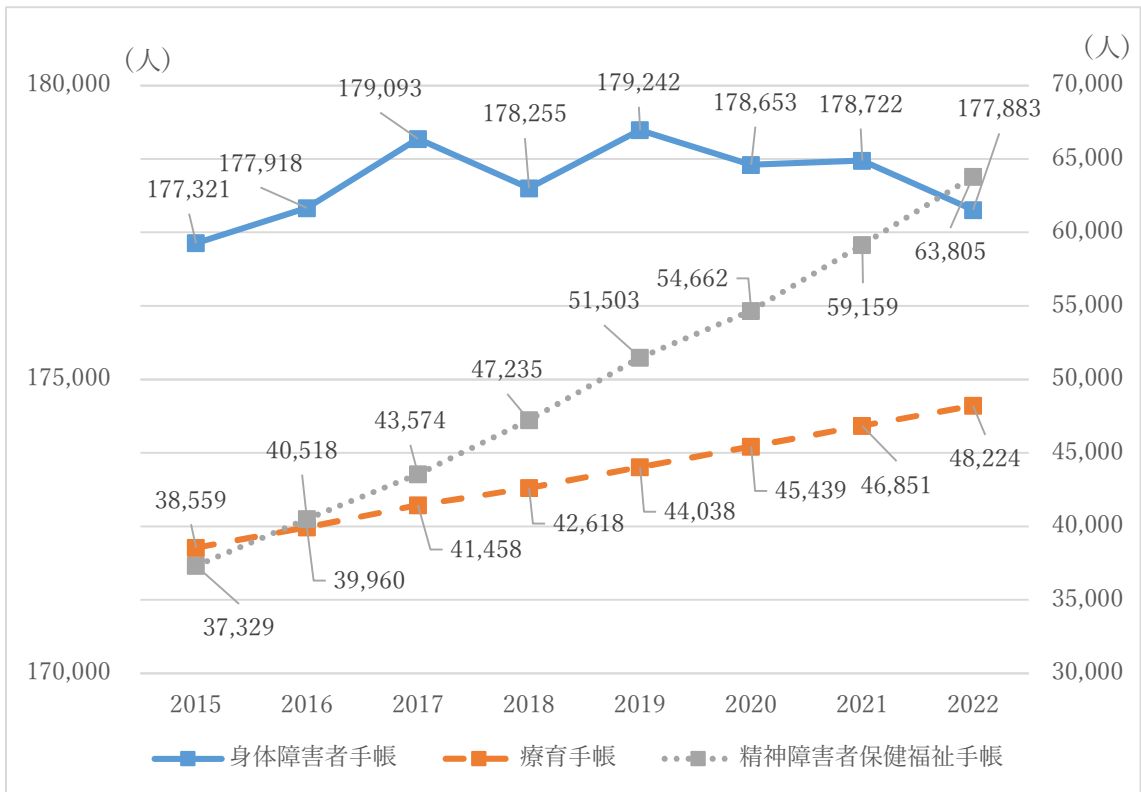
2022年度（令和4年度）末時点で、身体障害は177,883人、知的障害は48,224人、精神障害は63,805人となっています。

（図6再掲）

2013年（平成25年）の障害者総合支援法の施行やその後の改正などにより、障害福祉サービスへの多様化するニーズに対して、よりきめ細やかな対応や支援の拡充が求められています。

このことから、障害福祉サービスの必要量は今後更なる増加が見込まれており、それを支える障害福祉人材の確保が必要となっています。

（図6再掲）障害のある人の手帳の所持の状況（千葉県）



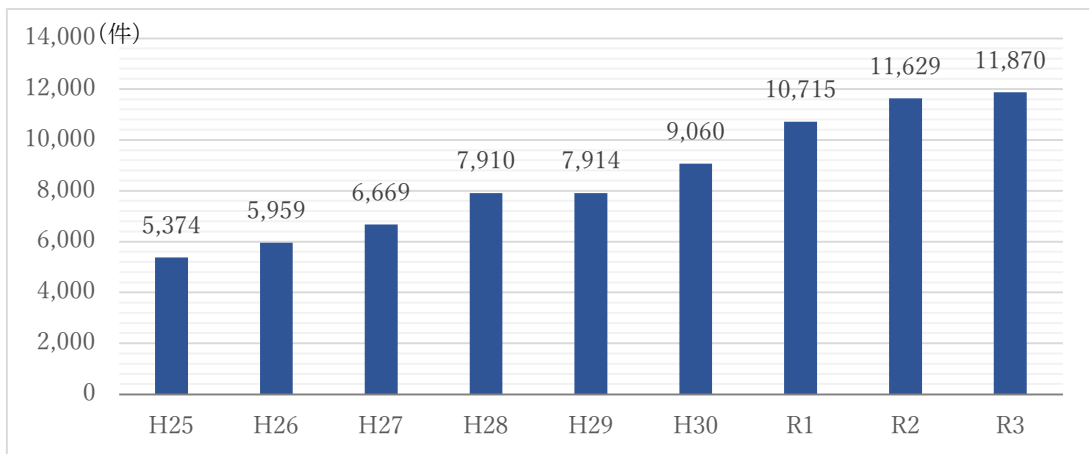
資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

ウ 児童福祉

○ 千葉県の子童相談所における子童虐待の相談対応件数は、増加の一途を辿っており、2021年度（令和3年度）は過去最多の11,870件となりました。（図40、表3）

また、子童養護施設等においても、虐待を受けた子童や障害のある子童が増加する等、子童の抱える問題が複雑・多様化しており、子童の支援において、高い専門性を有する人材の確保が求められています。（表4、図41）

（図40）千葉県子童相談所における相談対応件数の推移（千葉県・市）



資料：千葉県子童家庭課調べ

（表3）千葉県子童相談所における相談対応件数の推移（単位：件）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660
千葉県・市	5,959	6,669	7,910	7,914	9,060	10,715	11,629	11,870
千葉県	5,173	5,568	6,775	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593

資料：千葉県子童家庭課調べ

（注）：「千葉県・市」は県及び千葉市の7子童相談所、「千葉県」は県の6子童相談所における件数。

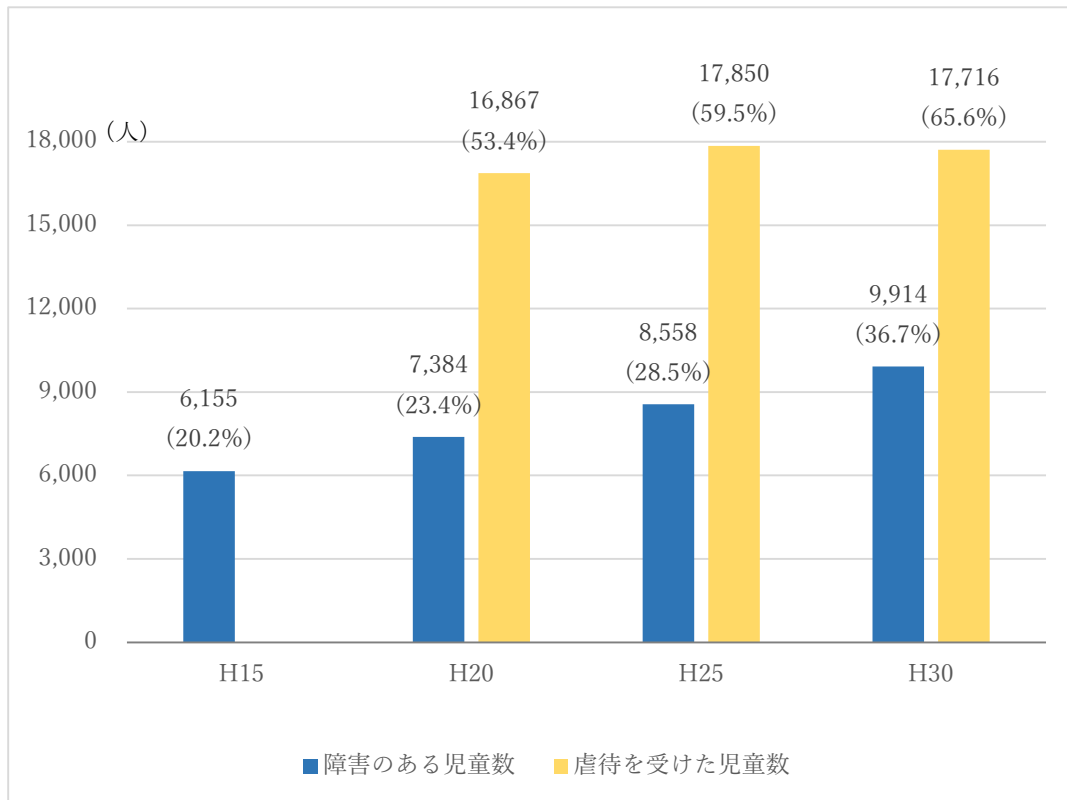
（表4）虐待の類型別（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
全国	49,241	2,247	124,724	31,448	207,660
	23.7%	1.1%	60.1%	15.1%	100.0%
千葉県	2,747	181	4,465	2,200	9,593
	28.6%	1.9%	46.5%	22.9%	100.0%

資料：千葉県子童家庭課調べ

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図4-1) 児童養護施設における被虐待経験・障害のある児童数



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」
(注)：平成15年の虐待を受けた児童数は統計なし

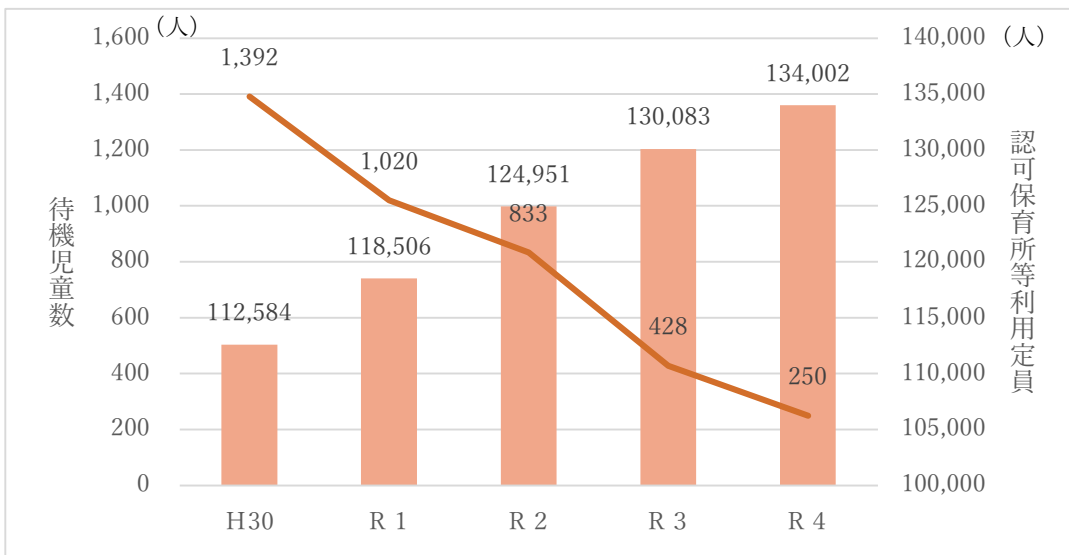
＜保育人材の状況＞

○ 保育所、認定こども園[※]等の整備・拡充に伴い、保育現場で働く保育士等の確保が急務となっており、人材確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。(図4-2、表5)

また、資格を持ちながら、保育士として就業していない、いわゆる潜在保育士の復職を促進することが求められます。

併せて、質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、その専門性や経験の積み重ねとともに、教育・保育人材の資質の向上が極めて重要です。

(図4-2) 認可保育所等の利用定員(2号・3号)と待機児童数【千葉県】



資料：千葉県子育て支援課「保育所等利用待機児童数調査」

(表5) 全業種と保育士の所定内給与額、平均年齢、勤続年数

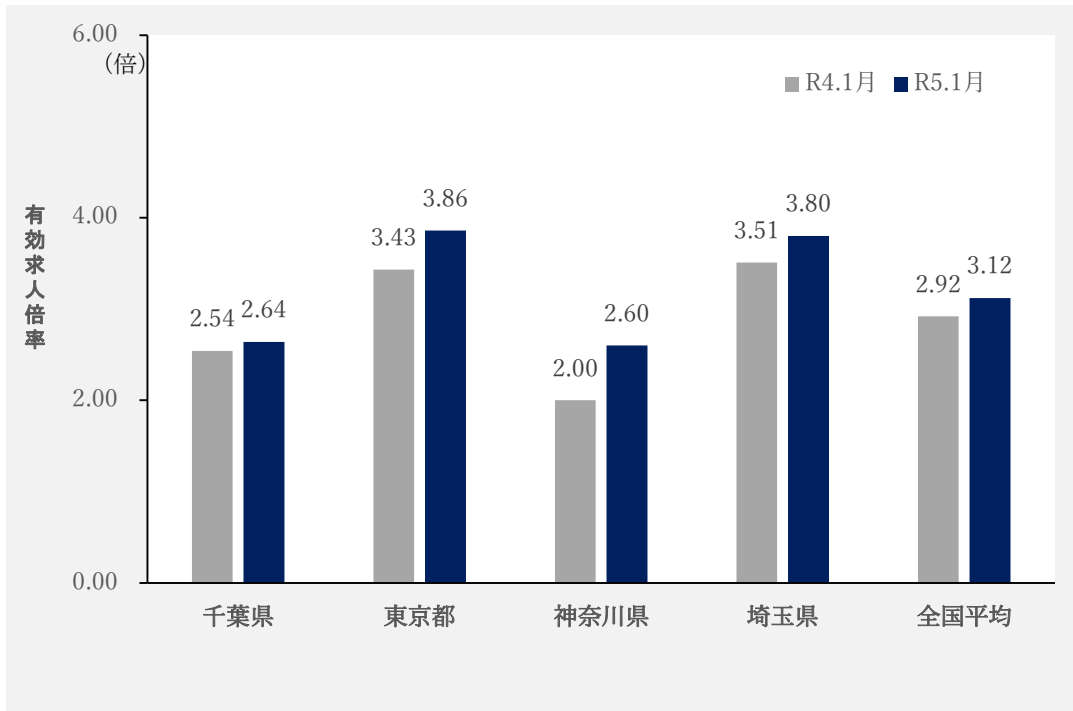
	全国		千葉県	
	全業種	保育士	全業種	保育士
所定内給与額	311.8 千円	260.8 千円	309.0 千円	260.5 千円
平均年齢	43.7 歳	38.8 歳	44.3 歳	42.8 歳
勤続年数	12.3 年	8.8 年	11.9 年	7.5 年

資料：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- 本県の保育士の有効求人倍率は、2.64倍（2023年（令和5年）1月）と全国平均を下回っているものの、保育需要が高まる中、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、保育士の確保・定着を図る必要があります。（図4.3）

（図4.3）保育士の有効求人倍率



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

(3) 地域福祉を担う人材の不足・高齢化・固定化（民生委員等の不足等）

- 千葉県は総人口は今後緩やかな減少を続ける一方で、65歳以上の高齢者は増加を続け、特に都市部を中心に75歳以上が大幅に増加する傾向にあります。また高齢の一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増加し、高齢者の5人に1人が認知症になることなどが見込まれています。

ア 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、県内で8,000人（2023年（令和5年）8月1日時点）委嘱されており、担当地区の支援を要する人に対する福祉サービスの情報提供や生活相談・助言等の活動は無償で行っています。
2023年（令和5年）8月1日時点、委員定数に対して488人の欠員が生じており、主に都市部において民生委員・児童委員の確保が難しくなっています。（表6）

（表6）民生委員・児童委員の定数と委嘱数（千葉県）

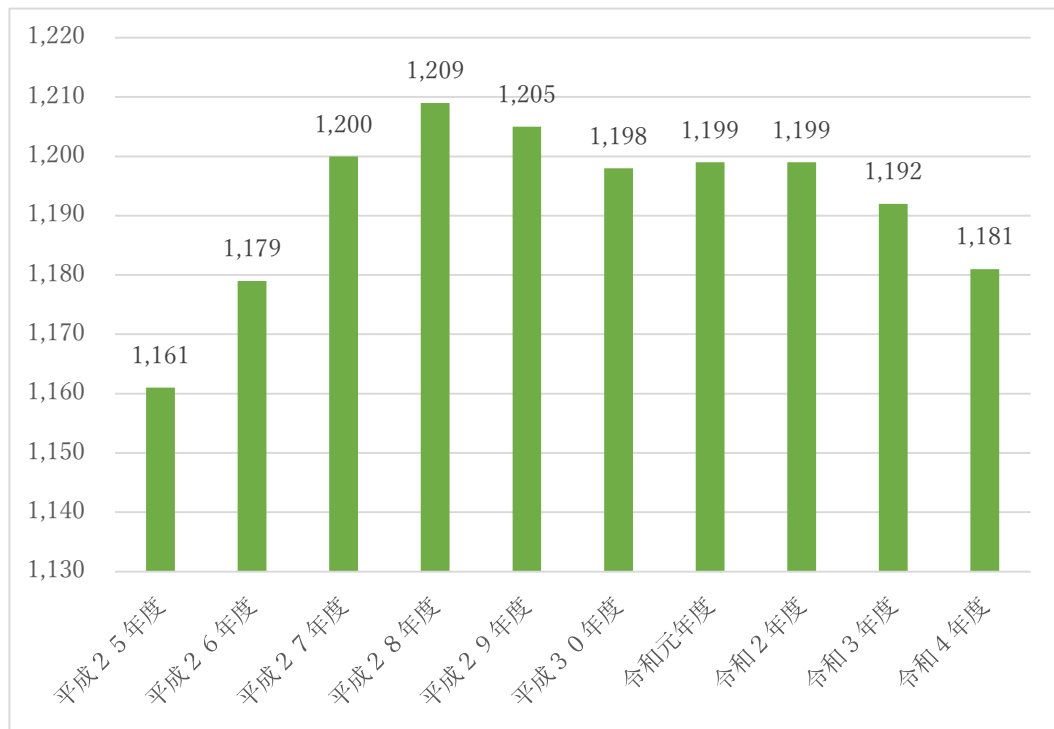
	定数	委嘱数	充足率
民生委員・児童委員	8,488人	8,000人	94.3%
主任児童委員	845人	804人	95.1%
計	9,333人	8,804人	94.3%
2023年（令和5年）8月1日時点			

資料：千葉県健康福祉指導課調べ

イ NPO法人（保健・医療・福祉分野）

- 多様化する県民ニーズや地域課題の解決の担い手として、活躍が期待されているNPO法人は、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行以来増加を続けてきましたが、近年、減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）末時点における保健・医療・福祉を活動分野とする法人数は1,181法人となっています。（図44）

（図44）NPO法人数（保健・医療・福祉分野）の推移
（千葉県及び千葉市の合計）

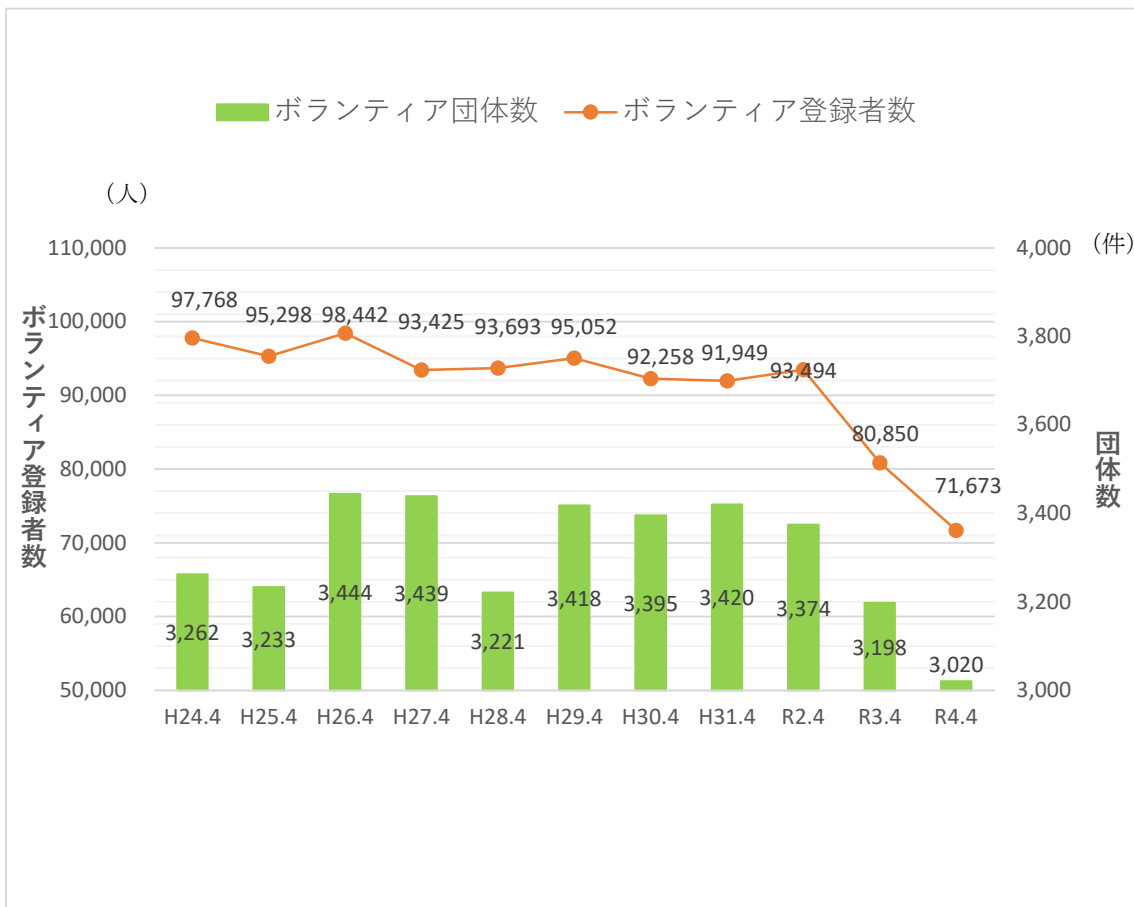


資料：千葉県県民生活課調べ

ウ 社会福祉等のボランティア登録者数等

- 社会福祉等のボランティア活動に取り組む団体数及び登録者数は、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、2020年（令和2年）4月以降、急激に減少し、直近の2022年（令和4年）4月1日時点では、3,020団体、ボランティア登録者数は71,673人となっています。（図45）

（図45）社会福祉等のボランティア登録数等

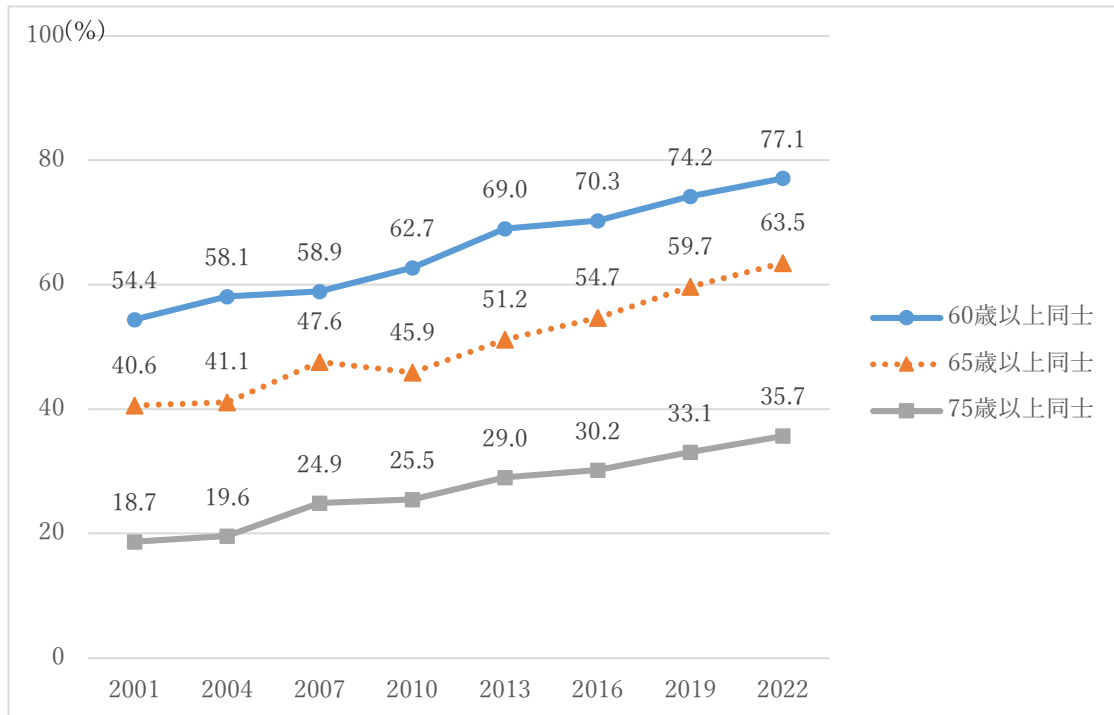


資料：「ボランティア・市民活動データブック」（県内の社会福祉協議会で把握しているボランティア数、団体）

(4) 個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化

- 介護者が高齢化した「老老介護」、ひきこもりが長期化し、親が高齢化した「8050問題」、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)、障害のある子と要介護の親の世帯、精神疾患患者や、がん患者、難病患者など、地域生活を送る上で保健医療分野に加え、福祉や就労などの分野にまたがって支援を必要とする人が増加しています。(図46、図47、表7)

(図46) 要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

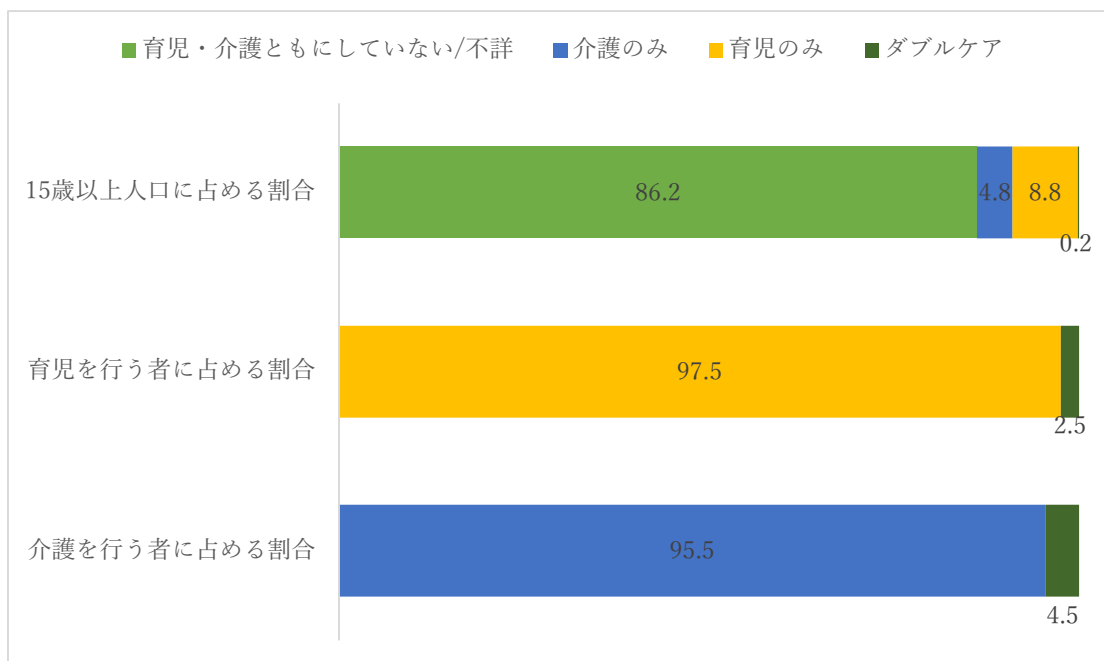
(表7) ダブルケアの推計人口 (全国)

	女性	男性
介護を行う者	356.8万人	200.6万人
育児を行う者	593.5万人	406.1万人
ダブルケアを行う者	16.8万人	8.5万人

資料：総務省「就業構造基本調査」(2012年(平成24年)より内閣府にて特別集計)

(注)：「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。

(図47) ダブルケアの割合 (全国)



資料：総務省「就業構造基本調査」(2012年(平成24年)より内閣府にて特別集計)

(注)：「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- 包括的な相談支援などを行う「中核地域生活支援センター※」に寄せられた相談内容や、センターの対応をみると、様々な対応が求められていることが分かります。(表8、表9)

(表8) 中核地域生活支援センターへの相談内容

相談内容	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
介護・支援サービスに関すること	872	28.8%	1,006	31.8%	876	29.7%
家族関係の悩み	863	28.5%	878	27.8%	875	29.6%
経済的困窮	639	21.1%	866	27.4%	698	23.6%
住まいに関すること	670	22.1%	670	21.2%	622	21.1%
医療に関すること	549	18.1%	603	19.1%	582	19.7%
話を聞いてほしい	509	16.8%	440	13.9%	479	16.2%
仕事に関すること	503	16.6%	650	20.6%	459	15.5%
家庭内の暴力・虐待	424	14.0%	475	15.0%	427	14.5%
自立をしたい・させたい	437	14.4%	536	17.0%	388	13.1%
財産管理・金銭管理	185	6.1%	388	12.0%	386	13.1%
不登校・ひきこもり	420	13.9%	374	11.8%	381	12.9%
介護・子育ての悩み	358	11.8%	369	11.7%	375	12.7%
健康不安	420	13.9%	455	14.4%	362	12.3%
障害や疾病の必要な配慮について知りたい	270	8.9%	528	16.7%	333	11.3%
人間関係の悩み	301	9.9%	347	11.0%	314	10.6%
その他	180	5.9%	209	6.6%	167	5.7%
教育に関すること	101	3.3%	135	4.3%	131	4.4%
借金がある、債務整理をしたい	166	5.5%	184	5.8%	119	4.0%
食べ物がなくて困っている	101	3.3%	145	4.6%	119	4.0%
触法行為、非行行動	101	3.3%	162	5.1%	113	3.8%
年金を申請したい	84	2.8%	99	3.1%	76	2.6%
希死念慮	84	2.8%	98	3.1%	68	2.3%
法律の専門家に相談したい	98	3.2%	78	3.0%	60	2.0%
余暇活動	64	2.1%	71	2.2%	56	1.9%
刑務所からの出所後の支援	37	1.2%	57	1.8%	54	1.8%
第三者からの権利擁護	61	2.0%	62	2.0%	36	1.2%
成年後見制度に関わる事例	38	1.3%	38	1.2%	35	1.2%
言語や国籍の悩み	26	0.9%	59	1.9%	30	1.0%
性別に関する悩み	7	0.2%	8	0.3%	10	0.3%

資料：中核地域生活支援センターより提供

(注)：2021年度(令和3年度)の割合上位5つを太字で表記。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(表9) 中核地域生活支援センターの対応

中核地域生活支援センターの 対応	n=3,032		n=3,161		n=2,953	
	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
傾聴、話し相手	1,222	40.3%	1,004	31.8%	926	31.4%
介護・支援サービスに関する支援	715	23.6%	794	25.1%	740	25.1%
介護・子育て・障害の相談窓口等の紹介	474	15.6%	586	18.5%	500	16.9%
医療に関する支援	490	16.2%	609	19.3%	498	16.9%
住まいに関する支援	486	16.0%	580	18.3%	491	16.6%
信頼関係の形成	268	8.8%	404	12.8%	417	14.1%
家族関係の調整	351	11.6%	431	13.6%	405	13.7%
買い物、安否確認等の直接的な生活支援	432	14.2%	359	11.4%	289	9.8%
関係者会議の主催または参加	385	12.7%	351	11.1%	270	9.1%
病気や疾病、療育に関する説明、情報提供	354	11.7%	430	13.6%	215	7.3%
就労に関する支援	175	5.8%	208	6.6%	214	7.2%
その他	203	6.7%	193	6.0%	185	6.3%
教育にかかわる支援	126	4.2%	173	5.5%	142	4.8%
虐待、暴力への対応	113	3.7%	171	5.4%	128	4.3%
人間関係の調整	112	3.7%	114	3.6%	128	4.3%
生活保護の申請支援	148	4.9%	162	5.1%	116	3.9%
地域の活動団体の紹介	131	4.3%	106	3.4%	100	3.4%
書類、契約等の手続き支援	113	3.7%	136	4.3%	94	3.2%
食糧支援	105	3.5%	144	4.6%	93	3.1%
法律家へのつなぎ	92	3.0%	101	3.0%	66	2.2%
年金申請の支援	85	2.8%	88	2.8%	66	2.2%
債務整理の支援	65	2.1%	65	2.1%	50	1.7%
睡眠や服薬等、生活管理の支援	38	1.3%	53	1.7%	43	1.5%
公的貸付制度の申請支援	32	1.1%	133	4.2%	42	1.4%
生活スキルの習得支援	32	1.1%	40	1.3%	29	1.0%
金銭管理に関する支援	28	0.9%	39	1.2%	29	1.0%
後見申し立ての支援、第三者後見人の紹介等	24	0.8%	20	0.6%	15	0.5%
通訳の確保	6	0.2%	3	0.1%	3	0.1%

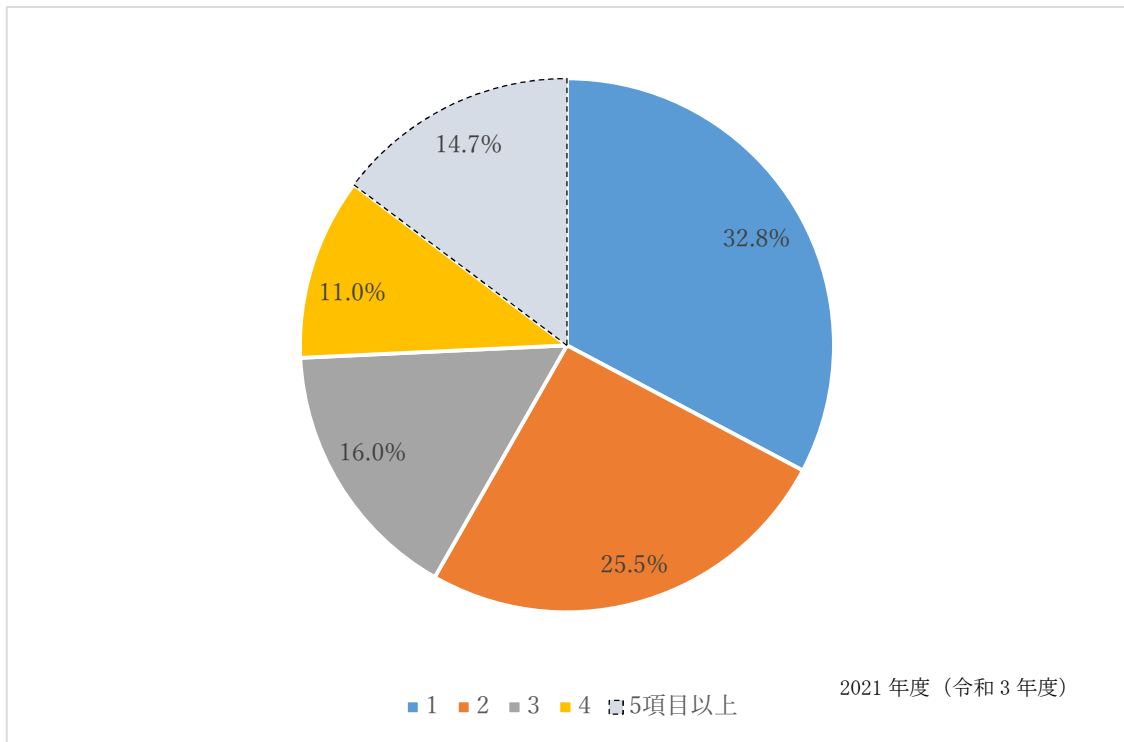
資料：中核地域生活支援センターより提供

(注) 2021年度(令和3年度)の割合上位5つを太字で表記。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- また、相談者の相談内容の項目数の割合では、相談内容の数が5項目以上あった相談者は14.7%と、複数の相談ニーズを抱えている人が多い状況です。(図48)

(図48) 中核地域生活支援センターにおける相談内容の項目数の割合



資料：中核地域生活支援センターより提供

(5) SDGsへの関心の高まり

- 本県が実施した、2020年度（令和2年度）「企業の社会貢献活動等に関する調査の結果について」によると、SDGsの認知・取組については、「SDGsについてある程度知っているが、SDGsを意識した活動・事業は行っていない。」が44.6%と最も多くなりました。
- 一方で、SDGsによる社会貢献活動の意識変化について、10.9%の企業が「SDGsの影響により、社会貢献活動をより積極的に実施するようになった。」、33.0%の企業が「行動に変化はないが、社会貢献活動の意識が高まっている。」、56.1%の企業が「特に変化はない。」との結果となりました。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要



(6) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況

ア 新型コロナウイルス感染症の推移

- 新型コロナウイルス感染症は、2020年（令和2年）1月15日に国内で最初の感染者が、同月30日には本県においても最初の感染者が確認されました。その後、感染者の増加が進んだことから、同年4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、初めて緊急事態宣言が発出される事態となりました。
- その後も感染の拡大と緊急事態宣言の発出が繰り返される中で、ワクチン接種が始まるなど、対策も行われてきましたが、感染力がより強い変異株である「デルタ株」の発生などにより、急激に感染が拡大し、2021年（令和3年）8月下旬には1週間平均の新規感染者数が1,500人を超え（第5波）、病床使用率及び重症病床使用率が80%を超え、救急搬送の困難事例も生じるなど、危機的状況となりました。
- その後は感染者数が減少に転じましたが、更に感染力の強い「オミクロン株」の発生などにより再度急激に感染が拡大し、2022年（令和4年）7月28日には本県の1日当たりの新規感染者数がこれまでの最多となる11,774人となったほか、病床稼働率についても即応病床使用率が70%を超える高い水準が継続しました（第7波）。
- 感染拡大に対し、本県では同年8月4日に「BA.5対策強化宣言」を発出し、県民への基本的な感染対策の再徹底、事業者への業種別ガイドラインの遵守等の要請などを行いました。宣言以降、感染者数は減少傾向にありましたが、同年10月中旬以降、再び増加傾向に転じ、2023年（令和5年）1月7日には1万人（10,180人）を超えました（第8波）。しかし、それ以降、感染者数は減少傾向となり、同年1月末時点で、新規感染者数の1週間平均は約2,400人となり、更に5月7日時点では約470人と大幅に減少しました。
- こうした状況を踏まえ、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられました。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済に大きな影響を及ぼしました。同感染症は「換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面（3つの密）」でリスクがあることが明らかになり、外出・家族友人との対面でのコミュニケーション・対面営業などの自粛、コンサートやイベントの中止・延期、営業時間の制限、学校の臨時休校やオンライン授業の導入、医療現場の負荷の増大、予防接種や健康診断などの延期など社会活動が制限されました。また、感染拡大を防止するためにマスク着用、手洗い、消毒、換気などの行動が求められ、日常生活においても変化が生じました。

- こうした状況において、経済活動の停滞により経済的に困窮する人や、住まいを失うおそれのある人も増加しました。地域福祉施設では、感染予防のために休止や営業時間の短縮、利用制限などが行われたほか、地域福祉従事者も、感染拡大防止のため多大な負担を強いられました。また、社会的距離の確保が求められ、地域住民同士の交流やコミュニティ活動が制限されたことで、地域とのつながりの希薄化が懸念されています。

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、あらゆる世代の人々が様々な困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況となったことから、人と人とのつながりや、地域社会とのつながりの重要性がより一層高まっています。

(7) 先進的な技術の進展（福祉分野でのICT※やロボット、SNSの活用等）

- 近年、インターネットを中心とするICT（情報通信技術）は著しく進化し、コミュニケーション基盤にとどまらず、産業や生活の基盤として欠かせない技術になっています。また、IoT※（モノのインターネット）によりあらゆるものがインターネットでつながり、それを通じて膨大なデータが収集・蓄積され、AI※（人工知能）により解析されるようになってきています。

- 福祉分野でのICTやロボット、SNSの活用等により、質の高いサービスの提供、現場における業務効率化のほか、利用者の利便性の向上などが可能となります。

4 社会福祉法等の改正

(1) 社会福祉法の改正

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されることになり、2021年（令和3年）4月に施行されました。
- また、人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、自らの経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められています。そこで、社会福祉法人間の新たな連携方策として、社会福祉法人を中核とし、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員とする、非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人^{*}」制度が創設されることとなりました。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、こうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。そこで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、2022年（令和4年）5月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、2024年（令和6年）4月に施行されることとなりました。
- 国及び地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが明記され、厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努めることとされました。また、女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体との協働により、困難な問題を抱える女性を支援することとなりました。

(3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

- 2023年（令和5年）6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し公布されました。我が国における急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することされています。

- 認知症施策の基本理念や、国・地方公共団体等の責務、認知症施策を推進するための計画の策定、基本的施策、認知症施策推進本部の設置などについて明記され、共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていくこととされました。

(4) 障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備

- 2006年（平成18年）12月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」（略称）が採択されました。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための措置等について定めています。
- 2021年（令和3年）5月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、民間事業者による合理的配慮が義務化されることなどが決まりました。（施行は、2024年（令和6年）4月）
2022年（令和4年）5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要とし、基本理念や関係者の責務等が明記されました。

(5) 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正

- 2022年（令和4年）6月に、児童福祉法等の一部が改正されました。児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設けることになったほか、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司^{*}の任用要件に追加することなどが決まりました。

(6) こども・子育て施策

- 2019年（令和元年）5月に、子ども・子育て支援法の一部が改正されました。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が、同年10月より無償化されました。また、0歳から2歳までのこどもたちについても、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されました。
- また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そのための新たな司令塔として、2023年（令和5年）4月1日に、こども家庭庁が創設されました。同時に、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた、こども基本法が施行されました。

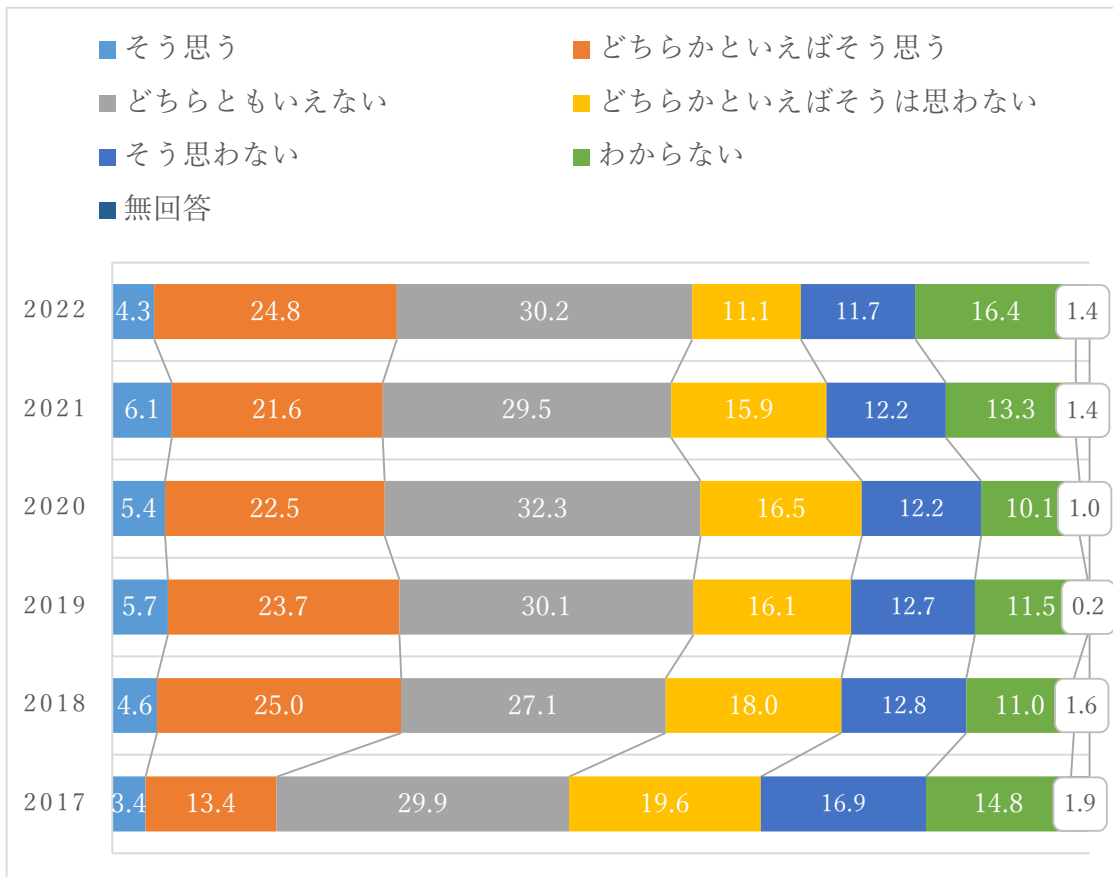
- このほか、2019年（令和元年）6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることや、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進することが、新たに明記されました。また、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。

5 県民の意識・活動状況

- 2022年度(令和4年度)「第63回県政に関する世論調査^{*}」において、安心して暮らせる地域社会づくりについて聞いたところ、「そう思う」(4.3%)と「どちらかといえばそう思う」(24.8%)を合わせた『そう思う』は約3割(29.1%)となっています。一方「どちらかといえばそう思わない」(11.1%)と「そう思わない」(11.7%)を合わせた『そう思わない』は2割を超える(22.8%)結果となっています。(図49)

(図49)「県政に関する世論調査」結果

問：あなたは地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりが進められていると思いますか。



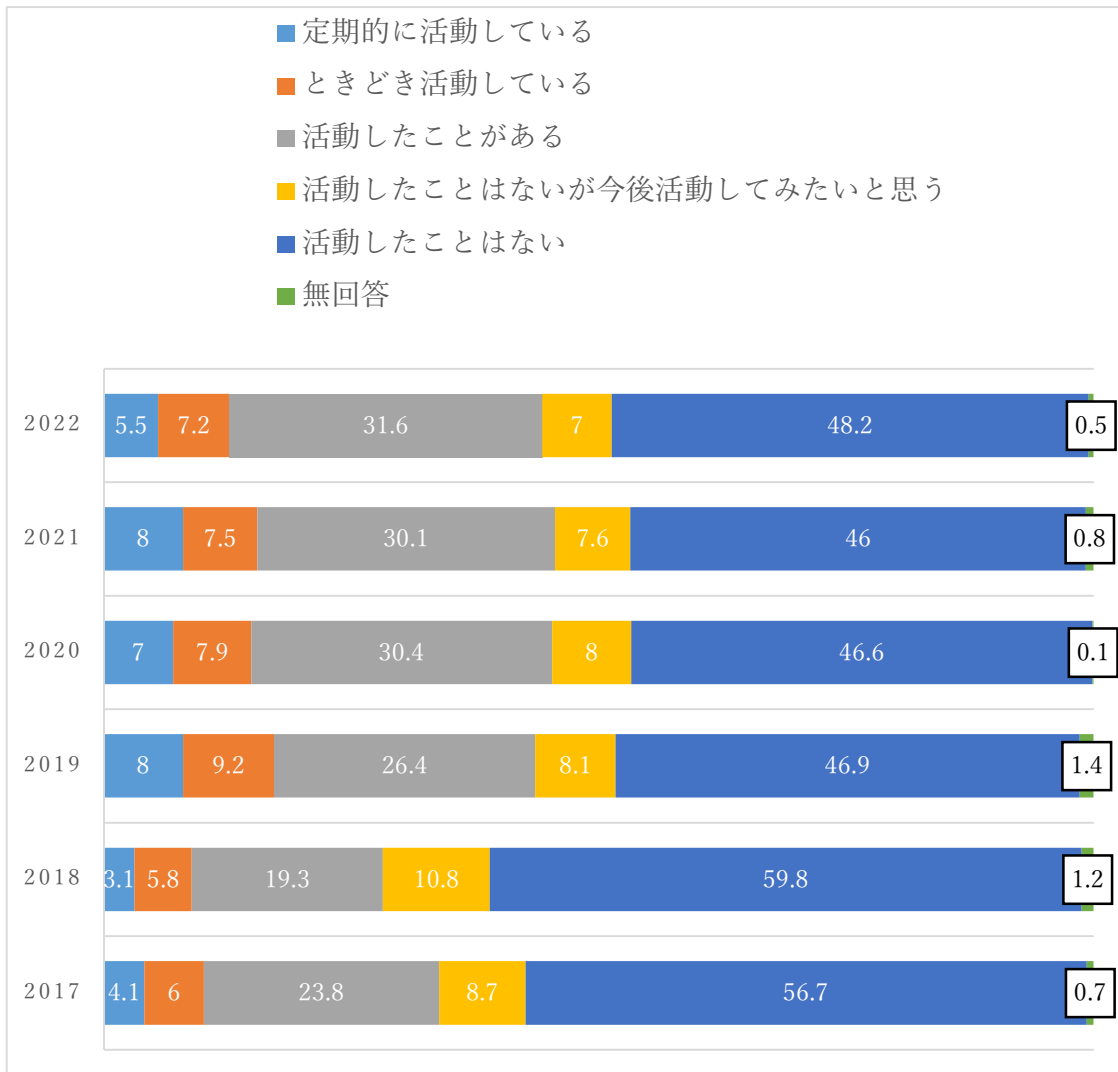
資料：千葉県「県政に関する世論調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- ボランティア活動経験についての質問では「定期的に活動している」「ときどき活動している」「活動したことがある」の3つを合わせた『活動したことがある』は44.2%でした。(図50)

(図50)「県政に関する世論調査」結果

問：あなたはボランティアとして活動したことがありますか。



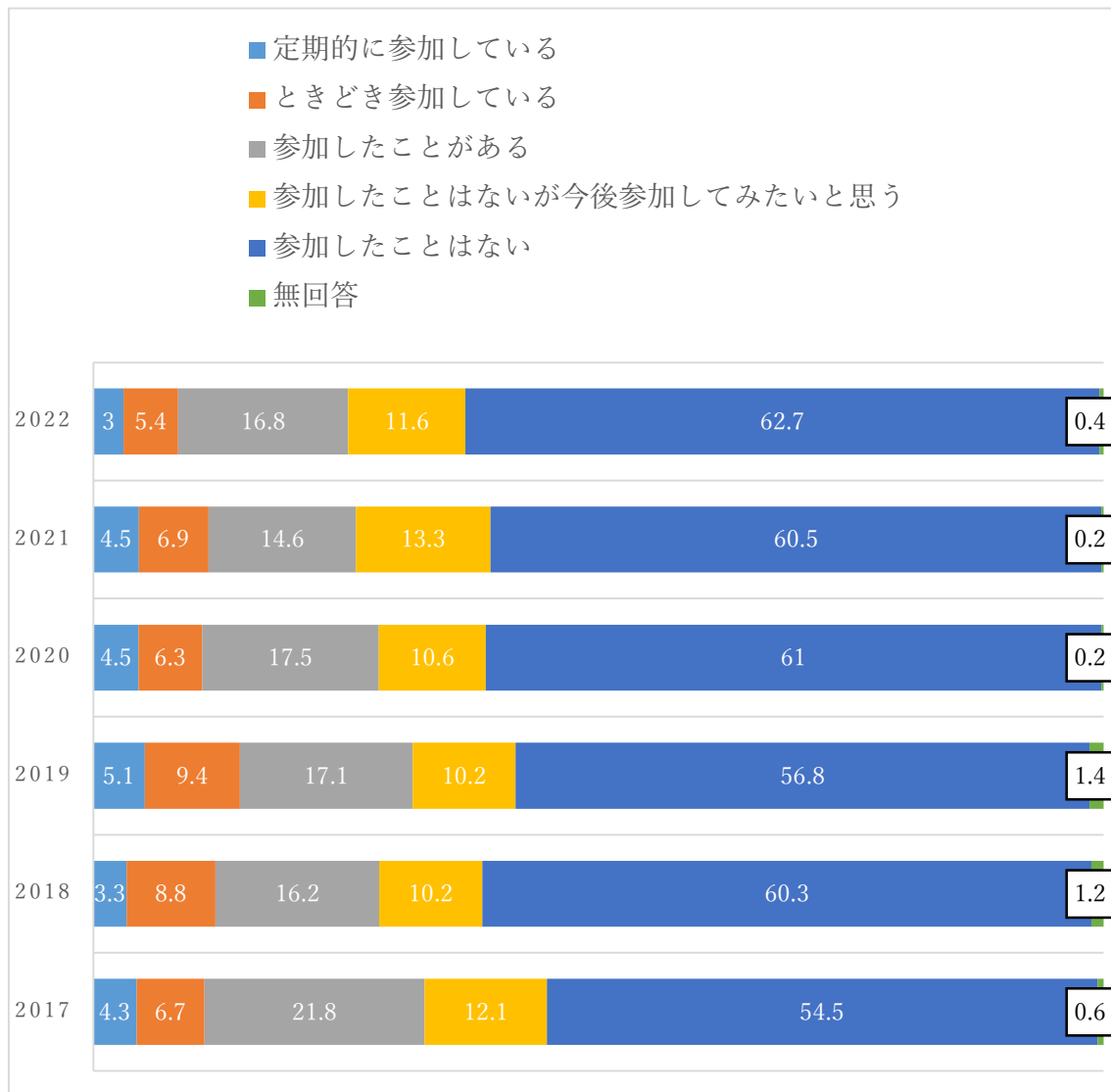
資料：千葉県「県政に関する世論調査」

(注)「ボランティア活動」とは、市民の自発性に基づき地域や社会に貢献する活動(町会・自治会の活動、PTA活動や学校行事の手伝い、こども会の活動、交通安全運動、道路や公園等の清掃なども含む)のことであり、市民活動団体*が行うボランティア活動への参加のみならず、個人として行うものを含むボランティア活動全般を指します。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

○ 市民活動団体の活動への参加経験についての質問では「定期的に参加している」「ときどき参加したことがある」「参加したことがある」を合わせた『参加したことがある』が25.2%となっています。(図5-1)

(図5-1)「県政に関する世論調査」結果
問：市民活動団体の活動に参加したことがありますか。



資料：千葉県「県政に関する世論調査」

6 市町村アンケート結果

○ 第四次千葉県地域福祉支援計画の策定に当たって、県内市町村の地域福祉に係る取組や課題等を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

- 調査対象 県内54市町村
- 調査方法 ちば電子申請サービスによる調査・回答
- 調査期間 2022年（令和4年）6月29日から7月8日まで

① 市町村地域福祉計画の策定状況について

<地域福祉計画の策定状況>

地域福祉計画を策定した市町村は、54市町村中40市町村（2022年（令和4年）6月30日時点）で、策定率は74.1%でした。（表10）

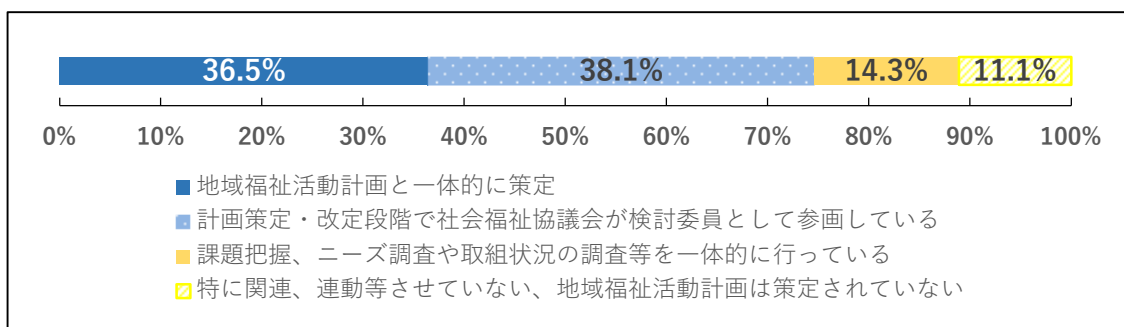
【内訳】 市：86.5%、町村：47.1%

地域福祉推進の重要な役割を担っている市町村社会福祉協議会との連携状況については、計画の策定・改定に当たり、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的策定や検討委員としての参画など、連携を図っている市町村は88.9%に上っています。（図52）

（表10）本県における地域福祉計画策定状況

	策定済み	策定予定	未策定	策定率	策定率* （全国）
市（区）	32	4	1	86.5%	94.4%
町村	8	1	8	47.1%	72.6%
全県	40	5	9	74.1%	82.7%

（図52）地域福祉計画の策定・改定に関する市町村社会福祉協議会との連携状況

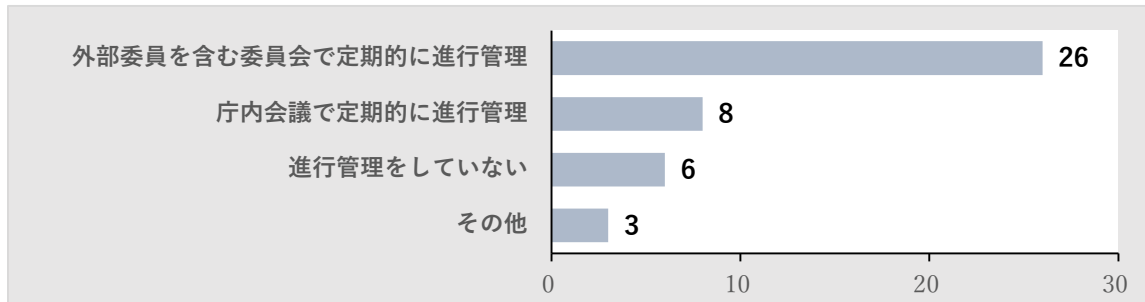


＜地域福祉計画の進行管理＞

地域福祉計画を策定している40市町村のうち、34市町村が外部委員を含めた委員会や庁内会議等により、定期的に計画の進捗管理を行っています。

一方、6市町が計画の進行管理をしていない状況です。(図5-3)

(図5-3) 本県における地域福祉計画の進行管理の状況 (市町村：複数回答)

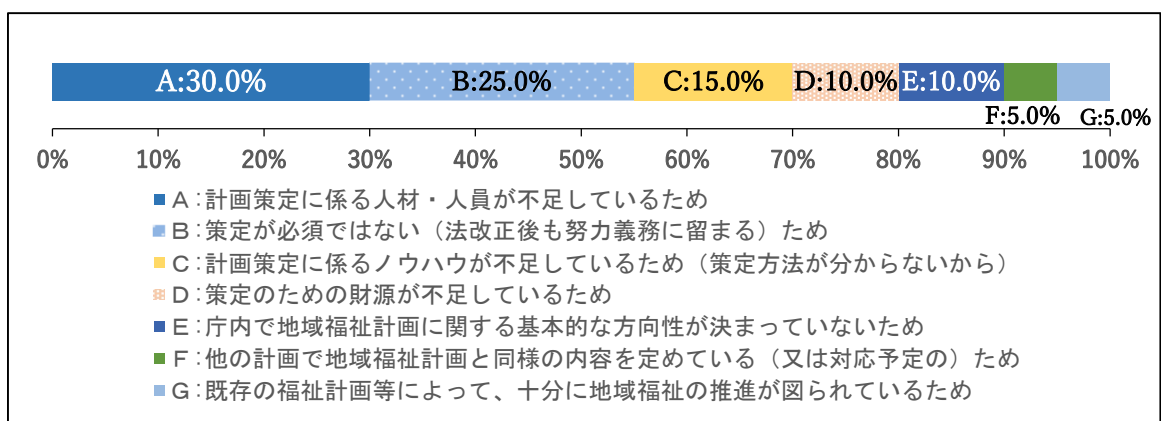


② 市町村地域福祉計画が未策定の市町村の状況について

＜地域福祉計画を策定していない理由＞

地域福祉計画を策定していない14市町村に対し、未策定理由を確認したところ、「計画策定に係る人材・人員が不足している」、「策定が必須ではない（法改正後も努力義務に留まる）ため」などの回答が挙げられました。(図5-4)

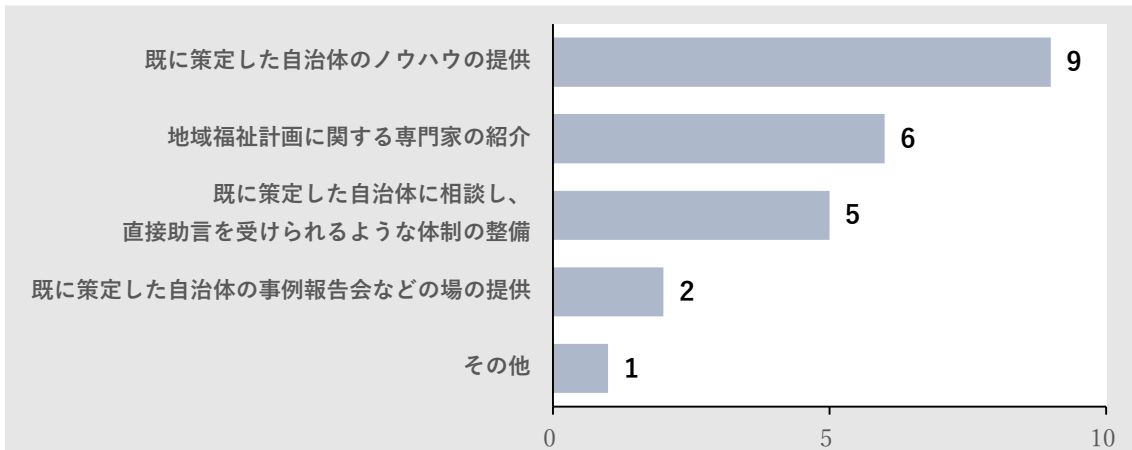
(図5-4) 市町村地域福祉計画を策定していない理由 (未策定市町村：複数回答)



＜地域福祉計画策定のための支援策＞

地域福祉計画を策定していない14市町村に対し、策定に当たっての支援策を確認したところ、「既に策定した自治体のノウハウの提供」の回答が、最も多く挙げられました。(図55)

(図55) 市町村地域福祉計画を策定していない理由(未策定市町村:複数回答)

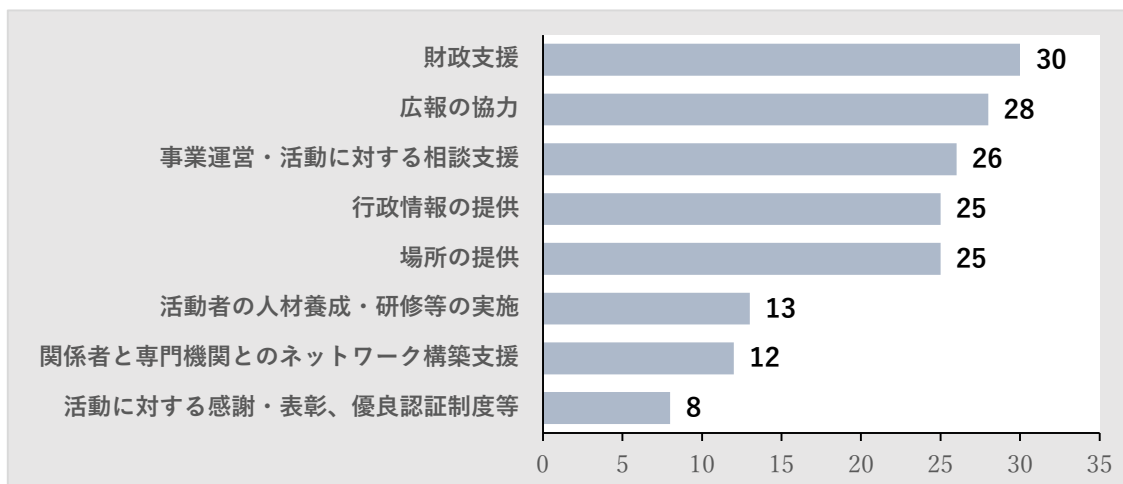


③ 地域福祉の場の促進、担い手づくりについて

＜「居場所」に関する各サービスに対する支援＞

市町村では、NPOやボランティア団体などが実施している居場所の支援について、財政支援(30市町村)、広報の協力(28市町村)などを実施しています。(図56)

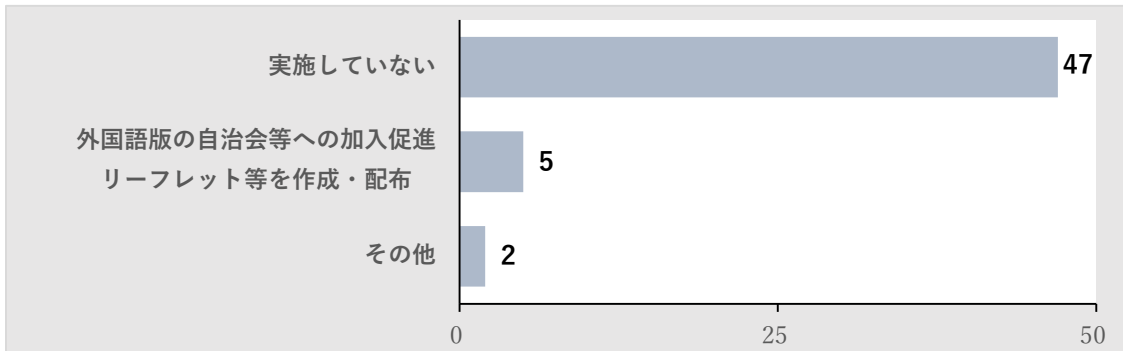
(図56) NPO法人・ボランティア、自治会、コミュニティ協議会等の地域団体、老人クラブ、商工団体等の民間団体が実施している「居場所」(サロン等)に関する各サービスに対し、支援を行っている市町村数(市町村社協・NPO等への委託事業を含む)



＜外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進＞

県内では、162,830人（2021年（令和3年）12月末）の外国人が居住している一方で、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進については、87%（47市町村）が取り組んでいない状況です。（図57）

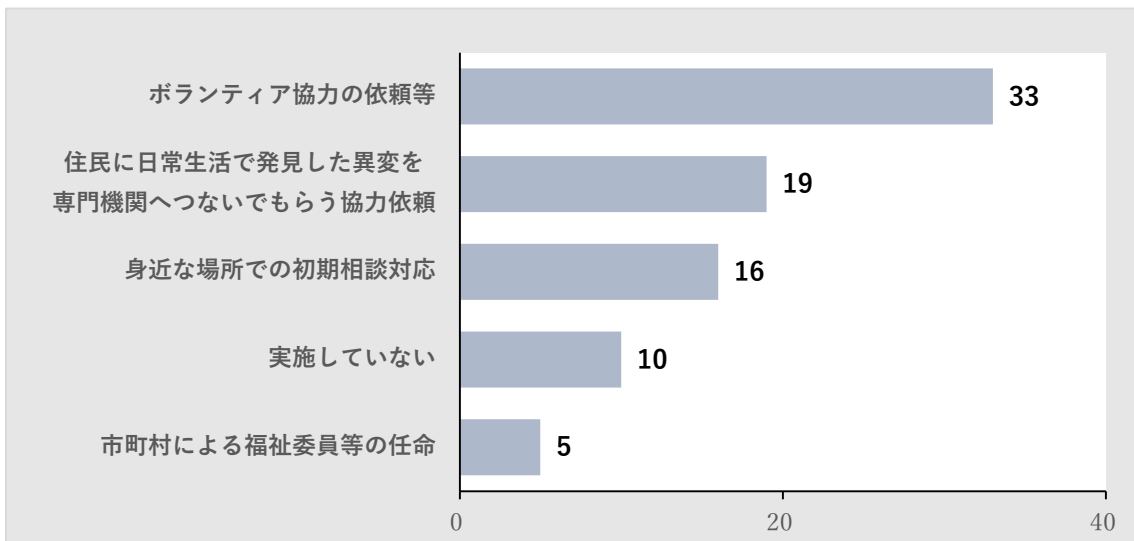
（図57）県内市町村が取り組む、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進の内容



＜地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり＞

市町村では、地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくりとして、「ボランティア協力の依頼等」や「住民に日常生活で発見した異変を専門機関へつないでもらう協力依頼」などの回答が多く挙げられています。（図58）

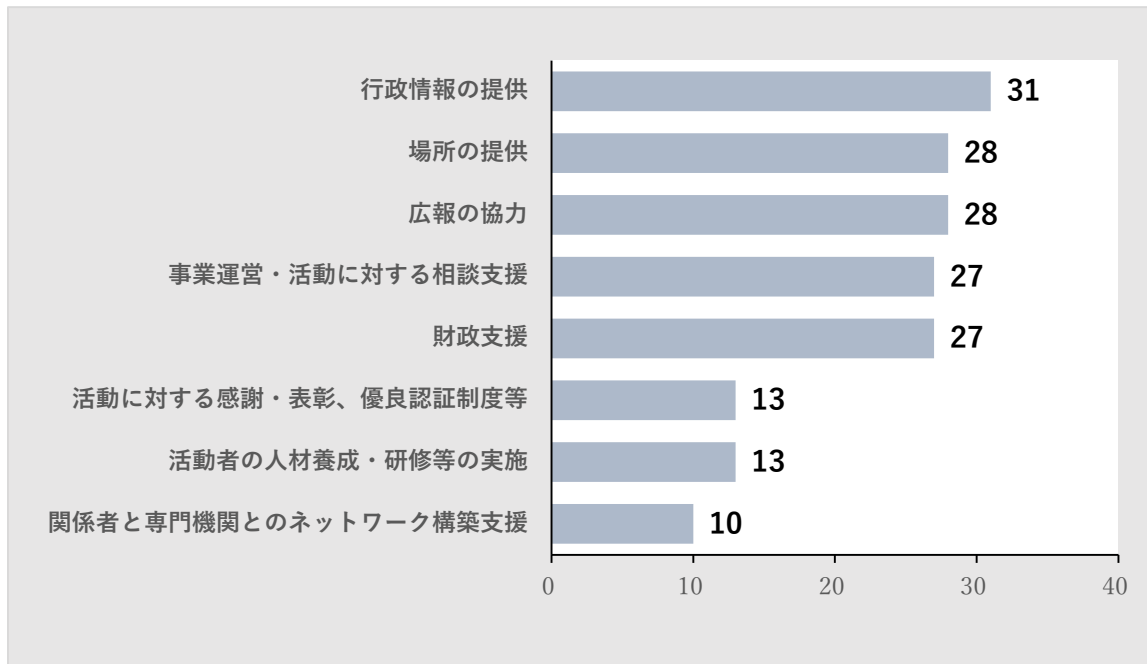
（図58）住民向けに実施している福祉活動等に参画できる事業等の内容（市町村数、複数回答）



＜NPO・ボランティア・自治会等への各支援＞

市町村では、NPO・団体に対して、行政情報の提供、場所の提供、広報の協力、事業運営・活動に対する相談支援、財政支援など様々な支援を実施しています。(図59)

(図59) NPO・ボランティア・自治会等への各支援を行っている市町村数(複数回答)

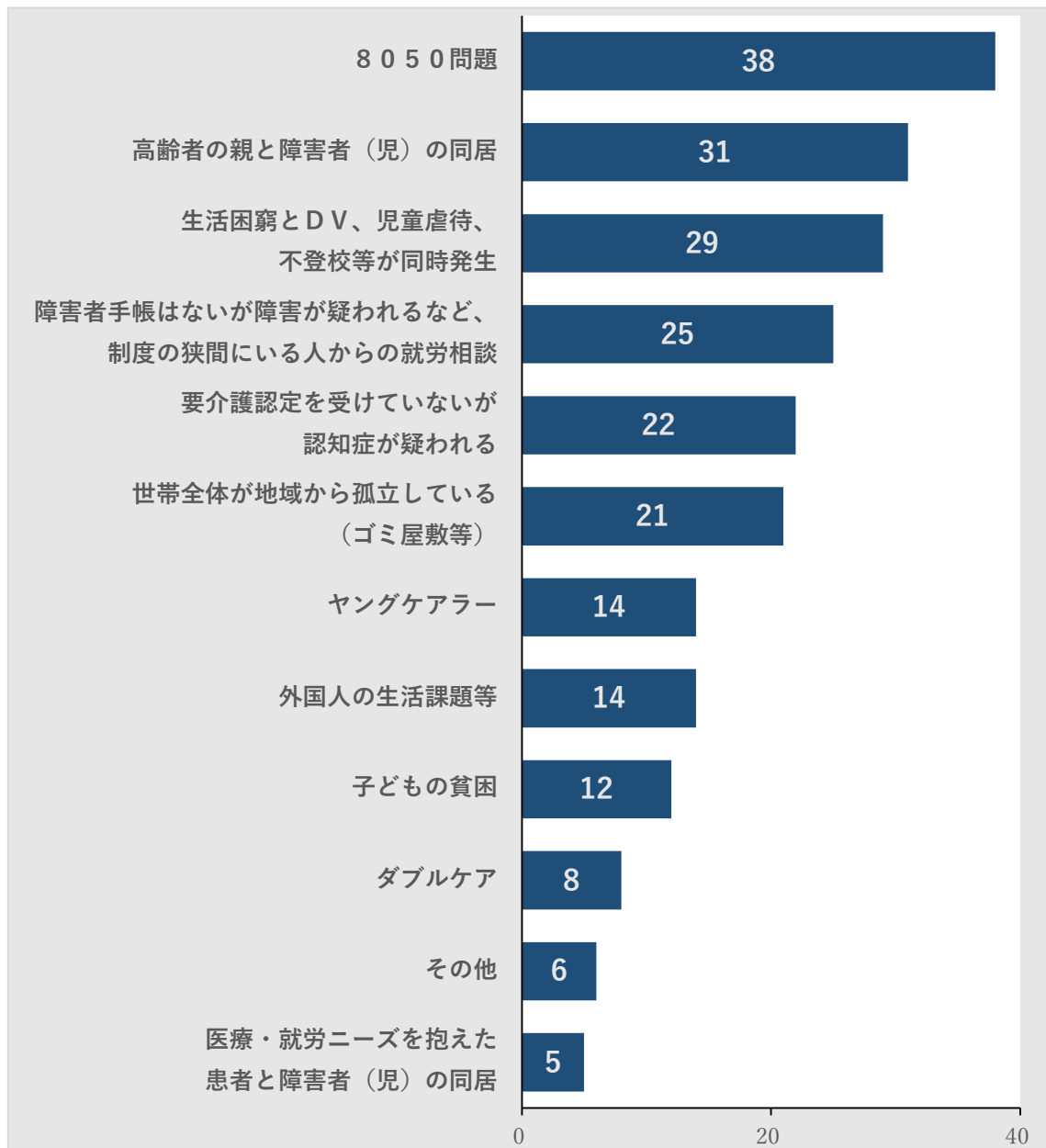


④ 地域福祉に関する課題等について

＜相談が増加している複合課題＞

相談が増加している複合課題としては、いわゆる「8050問題」、「高齢者の親と障害者（児）の同居」、「生活困窮とDV、児童虐待、不登校等が同時発生」、「障害者手帳はないが障害が疑われるなど、制度の狭間にいる人からの就労相談」などの回答が多く挙げられています。（図60）

（図60） 相談が増加している複合課題の内容（市町村数：複数回答）



＜地域福祉に関する課題＞

地域福祉を進める上での課題（1市町村当たり最大5項目選択）としては、以下の順位となっています。（表11）

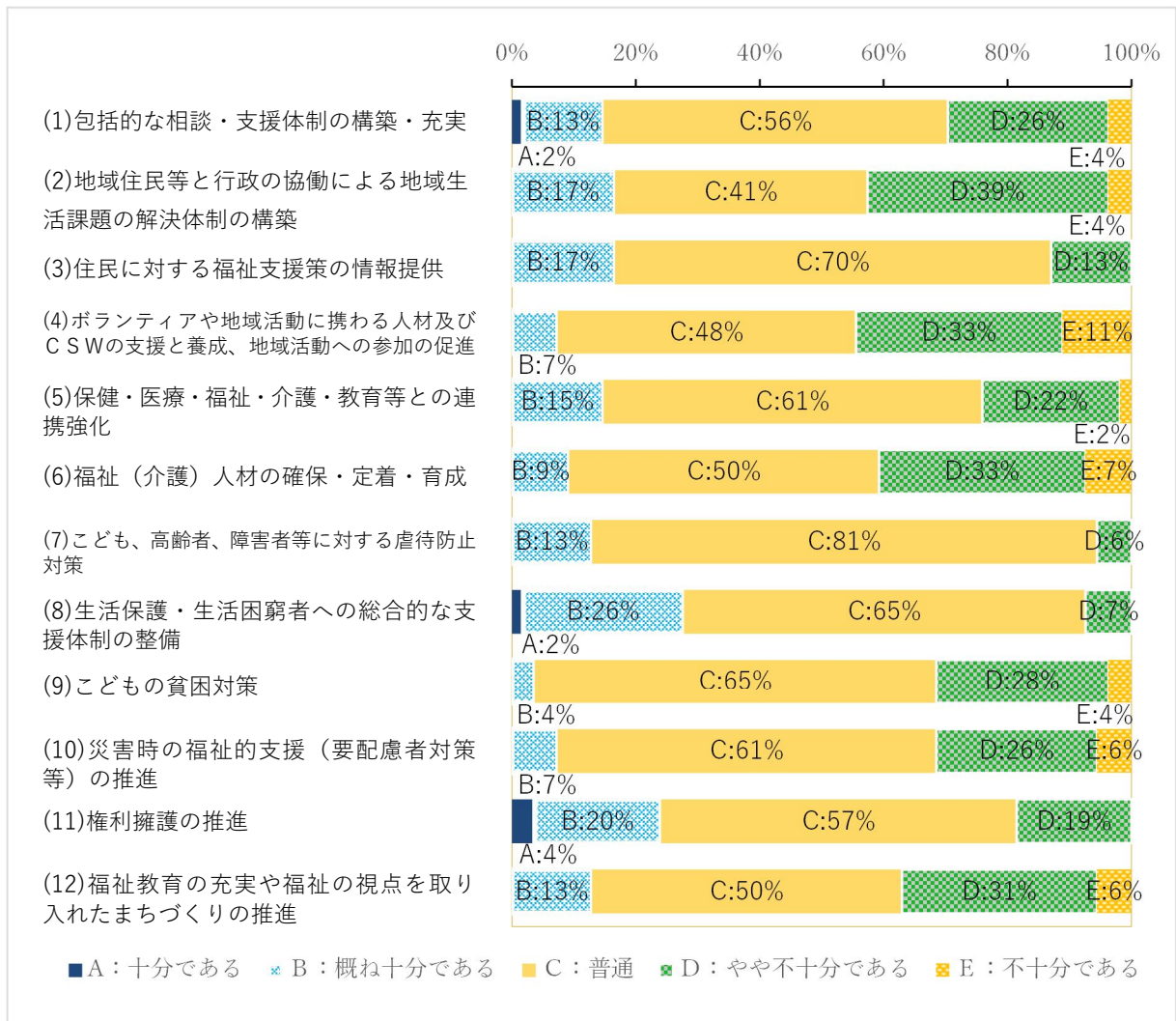
（表11）地域福祉に関する課題（1市町村当たり最大5項目選択）

1	地域福祉を推進する担い手の不足・高齢化・固定化、福祉（介護）人材の確保・定着・育成	70.4% (38/54)
2	包括的な相談・支援体制の構築・充実、地域福祉ネットワークの強化	59.3% (32/54)
3	地域における住民相互のつながりや隣近所の関係の希薄化・強化	53.7% (29/54)
4	複合的な問題を抱えた人・制度の狭間にいる人への支援	50.0% (27/54)
5	災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進	35.2% (19/54)
6	生活保護、生活困窮者の増加	33.3% (18/54)
7	孤独・孤立している人、その可能性のある人への支援	20.4% (11/54)
7	地域課題を福祉サービスに結びつける体制整備・多様なサービスが十分連携した総合的な展開	20.4% (11/54)
9	住民参加促進、参加促進体制や制度の整備	16.7% (9/54)
10	こどもの貧困対策	14.8% (8/54)
10	相談窓口や情報窓口の周知など	14.8% (8/54)
12	地域福祉の意識の醸成や福祉教育の充実、福祉の視点を取り入れたまちづくりの推進	13.0% (7/54)
13	権利擁護の推進（成年後見制度*の理解促進等）	11.1% (6/54)
13	虐待防止対策	11.1% (6/54)
15	その他	3.7% (2/54)

＜地域福祉の取組に関する評価＞

市町村が実施している地域福祉の取組に関する自らの評価をみると、「(3) 住民に対する福祉支援策の情報提供」、「(7) こども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策」、「(8) 生活保護・生活困窮者への総合的な支援体制の整備」、「(11) 権利擁護の推進」については、「十分である」、「概ね十分である」、「普通」と答えている割合は、80%を超えています。一方、「(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築」、「(4) ボランティアや地域活動に携わる人材及びCSW*の支援と要請、地域活動への参加の促進」、「(6) 福祉（介護）人材の確保・定着・育成」は、「やや不十分である」「不十分である」と答えている割合が高くなっています。（図61）

（図61）市町村による地域福祉に関する取組状況の現状評価



＜地域福祉を進める上で、現在重視している取組＞

地域福祉を進める上で、現在重視している取組（1市町村当たり最大5項目選択）としては、以下の順位となっています。（表12）

（表12）地域福祉を進める上で、現在重視している取組（1市町村当たり最大5項目選択）

1	包括的な相談・支援体制の構築・充実	81.5% (44/54)
2	複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援	46.3% (25/54)
3	地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築	44.4% (24/54)
4	災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進	40.7% (22/54)
4	保健・医療・福祉・介護・教育等との連携強化	40.7% (22/54)
6	生活保護・生活困窮者への総合的な支援体制の整備	29.6% (16/54)
7	権利擁護の推進（成年後見制度の理解促進等）	22.2% (12/54)
8	子ども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策	18.5% (10/54)
8	ボランティアや地域活動に携わる人材及びCSWの支援と養成、地域活動への参加の促進	18.5% (10/54)
10	地域福祉の意識の醸成や福祉教育の充実、福祉の視点を取り入れたまちづくりの推進	16.7% (9/54)
11	福祉（介護）人材の確保・定着・育成	14.8% (8/54)
12	孤独・孤立対策	11.1% (6/54)
13	子どもの貧困対策	9.3% (5/54)
14	住民に対する福祉支援策の情報提供	7.4% (4/54)

⑤ 県に対する要望、意見等について

○ 県に重点的、積極的な取組を期待する施策等

県に期待する施策等（1市町村当たり最大5項目選択）は、以下の順位となっています。（表13）

（表13）県に重点的、積極的な取組を期待する施策等（1市町村当たり最大5項目選択）

1	複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援	55.6% (30/54)
2	包括的な相談・支援体制の構築・充実	53.7% (29/54)
3	福祉（介護）人材の確保・定着・育成	38.9% (21/54)
4	ボランティアや地域活動に携わる人材及びCSWの支援と養成、地域活動への参加の促進	33.3% (18/54)
5	保健・医療・福祉・介護・教育等との連携強化	31.5% (17/54)
5	災害時の福祉的支援（要配慮者対策等）の推進	31.5% (17/54)
7	孤独・孤立対策	27.8% (15/54)
8	生活保護・生活困窮者への総合的な支援体制の整備	24.1% (13/54)
9	こどもの貧困対策	22.2% (12/54)
9	地域福祉の意識の醸成や福祉教育の充実、福祉の視点を取り入れたまちづくりの推進	22.2% (12/54)
9	住民に対する福祉支援策の情報提供	22.2% (12/54)
12	地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築	20.4% (11/54)
12	権利擁護の推進	20.4% (11/54)
14	子ども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策	18.5% (10/54)
15	その他	3.7% (2/54)

○ 県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等に関する意見

県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等について、次のような意見等が寄せられています。

(文章は一部加工しています。)

- ア 複雑化、複合化する課題に対する支援を望む。
- イ 福祉現場で働く支援員のスキルアップ(研修、認知度・障害の理解など)を目指す取組を充実していただきたい。
- ウ 少子高齢化が進展し、ボランティア活動等の担い手不足が顕著となっており、広域自治体としての視点から、今後の方向性を提示いただきたい。
- エ 世代に限らず一人暮らし世帯の増加が顕著になっている。地域や地縁の希薄化が進行するなど、住民の孤立化・孤独化がみられる。また、定年後も仕事の継続者がいることで、日中独居となる高齢者やこどもの存在につながると思われる。このような中で、自治会や民生委員等の活動や、なり手が無いことは、今後の地域活動にも懸念がある。
- オ 重層的支援体制整備事業に関わる情報提供や支援策について、計画内に盛り込んでいただけるとよいと考える。また、県内の重層的支援体制整備事業の取組状況を取りまとめ、ホームページ等で公表いただきたい。

⑥ 中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関する意見について

中核地域生活支援センターに対する期待すること等に関して、次のような意見等が寄せられています。

(文章は一部加工しています。)

ア 障害者からの様々な相談に応じていただけるよう、今後も継続(24時間相談窓口の継続)をお願いしたい。

イ 24時間、365日体制で、年齢や心身状況に関わりなく対応くださる中核地域生活支援センターの存在は大変心強く、高齢者虐待における養護者支援をはじめ、様々なケースで連携させていただきたい。

ウ 地域における中核的な相談機関として、24時間365日体制の強みを生かした総合相談業務を継続してお願いする。また、複合的な課題を持つ又は制度の狭間にいる相談者に対し、中心的な立ち位置で関わってもらえると良い。

エ 他市と連携すべきケースにおいて、同圏域を担当する中核地域生活支援センターにつないでいただいたこともあった。複数の市町村をエリアに活動されているため、支援において、広い視点での意見や提案、助言等をいただけることに期待する。

オ 中核地域生活支援センターが支援しているケースについて、他の機関と情報共有できる機会を増やすことが重要だと考える。

カ 中核地域生活支援センター事業を県が実施することで、他機関や他市町村にまたがる課題やケースを包括的連携の中で対応できている。引き続き継続していただきたい。

キ 地域福祉計画の推進や、その他の会議等において平素から連携を図っている。引き続き協力いただきたい。

ク 長期に及ぶ相談も多いため、人材の定着が相談者からも望まれる。定着に向け、県には十分な運営費の裏付けをお願いする。

ケ 複合的な課題のある世帯や、制度につながらず何らかの支援の必要がある人が増えているため、人員増を要望する。

コ 当市にも設置してほしい。市民にとっては、他市にあるため利用しづらいのではないかと。もっと市と連携できると良い。

サ ホームレス・DV対策等として、市単独で実施するほど件数は多くないが、一定の必要性がある一時生活支援事業の実施及び充実をしていただきたい。

シ 広域でもできる事業(一時生活支援事業等)を中核の圏域で受けてほしい。

ス 自治体の重層的支援体制整備事業の推進に係る支援や刑余者等の社会復帰支援をいただきたい。

セ 中核地域生活支援センターは包括的な相談窓口の基幹とも言えるが、圏域に対して職員体制が整っているとは言えず、十分に活用できていると

は言えない状況である。社会福祉法の改正や重層的支援体制整備事業の創設などに伴って、市町村における包括的な支援体制が求められている中、県として、中核地域生活支援センターの役割と市町村に求めていくものをどのように考えているのか、示していただきたい。

ソ 令和4年度から「重層的支援体制整備事業」を導入するが、本事業の中心的役割を担う市の機関と中核地域生活支援センターとの間での情報共有や研修などを通じ、より連携した動きがとれると良いと考える。

⑦ 孤独・孤立対策に係る施策に関する意見について

孤独・孤立対策に係る施策について、次のような意見等が寄せられています。
(文章は一部加工しています。)

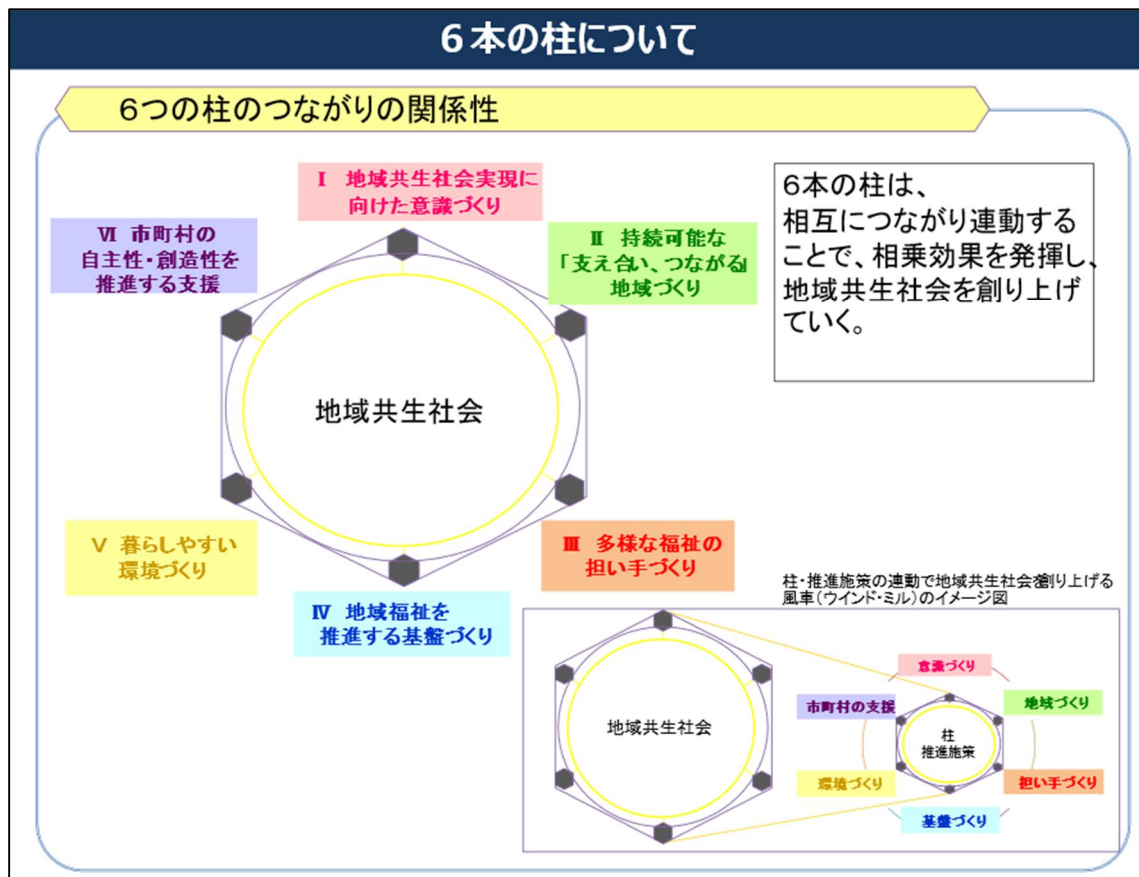
- ア 当事者の発信力の弱さを感じている中で、当事者がいかに危機的な状況下に置かれているか、発見することが難しいと感じている。県や市町村間におけるケースの取組事例などの共有などが必要である。
- イ 調査方法をはじめ実態の把握をすることが難しい課題であるので、県内や全国の取組事例などについて、集約・情報提供がされると、今後の施策を推進する上で参考となる。
- ウ 地域になじめない人、地域から孤立し、排除される人への対応として、地域から離れた所での相談窓口（広域対応）が必要であると考えます。
- エ 広域的な支援のプラットフォームの形成が必要。
- オ SNS相談などの実施が必要。
- カ 県内自治体の先事例などを基に、今後の方向性を御教示いただきたい。
- キ 精神疾患疑いのひきこもりの状態にある人で、自宅から出られない人に、訪問診療をしてくれる（医師の派遣）サービスが必要。

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- 第4章は千葉県地域福祉支援計画（本計画）の取組施策であり、本取組を通じて地域・市町村を支援していきます。
- 本計画の理念である『～「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指す～』に向けて、6つの視点（柱）から課題等を整理して取り組んでいく必要があります。この6本の柱は、相互につながり連動することで、相乗効果が発揮され、より力強い地域共生社会を創り上げていくことができます。

【6本の柱】

- I 地域共生社会実現に向けた意識づくり
- II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり
- III 多様な福祉の担い手づくり
- IV 地域福祉を推進する基盤づくり
- V 暮らしやすい環境づくり
- VI 市町村の自主性・創造性を推進する支援



地域共生社会実現に向けた意識づくり

1 地域共生の意識の醸成

現状と課題

- 地域福祉を推進するには、地域住民一人ひとりが地域の生活課題を「他人事」ではなく自分ごととして捉え、「支える側」と「支えられる側」に区別せず、お互いに尊厳や人格を認め合う「地域共生の意識づくり」を推進することが必要です。
- こうした地域で共に支え合い、地域を共に創る地域共生の考えは、東日本大震災などの大規模災害や新たな感染症の脅威等の経験を経て、広がりをみせています。

【地域共生社会の理念】

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々のくらしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

具体的な取組

- 障害の有無や年齢、国籍、性別等にかかわらず、一人ひとりが地域に住む担い手として、相互に尊重し認め合い、全ての人が役割や生きがいを持って社会に参加し、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進します。
- 住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、企業、行政などの地域の多様な主体との連携・協働による、地域福祉に係る事業や啓発活動を通じて「地域共生」の意識の醸成を図ります。
- 学校や教育委員会、社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、体験学習等の機会を提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、こどもの頃から福祉意識の醸成を進めます。

県の主な取組・支援

○ 障害者への理解促進と差別解消

障害者条例*に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した周知・啓発活動や各種広報媒体の使用などを通し、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。

また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に取り組みます。

障害者
福祉推
進課

○ 多文化共生社会づくりの推進

国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に安心して暮らし、活躍できる「多文化共生社会」の実現に向けて、県民の相互理解の増進を図るためのセミナーの開催、国や市町村及び民間団体等と情報共有や連携を促進する会議の開催等を行います。

国際課

2 福祉教育の推進

現状と課題

- 地域の中には、こどもや高齢者、障害のある人、外国人など、何らかの支えを必要とする人々が暮らしており、地域全体で共に支え合う「福祉」への理解を全世代で高めていくことが何より重要です。
- 各世代のライフステージに応じた福祉の「学び、集い、実践」のための環境を整え、家庭、学校、社会福祉協議会、社会福祉施設等が一体となった地域連帯の輪による、「福祉の心」を醸成する福祉教育・学習が必要です。

具体的な取組

- 福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れるなど、様々な教育活動に福祉教育・学習を連携・連動させて取り組みます。
- 県民が、生涯にわたって社会の中で支え合い共に生きていく力を育むことができるよう、家庭や学校、地域等での福祉教育・学習や、学び直しの機会の充実、福祉系大学・社会福祉協議会・介護施設等との連携を一層推進し、福祉の学びの場の拡大や質の向上を図ります。
- こどもたちが、地域の住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。

県の主な取組・支援

<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育推進校の指定 小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していきます。 	健康福祉指導課、 学習指導課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯現役社会に向けた意識の醸成 老人クラブの活性化等の支援や生涯大学校[*]の運営等により、生きがいづくりや地域活動の担い手・地域リーダーとなる高齢者の育成を促進します。 	高齢者福祉課

○ 福祉教育コンソーシアムの設置

福祉教育の拠点校である松戸向陽高校を中心に、学校間連携や社会福祉協議会、福祉系大学等の外部機関との連携を一層推進する組織として、福祉教育コンソーシアムを設置し、県全体の福祉教育の質の向上を図っていきます。

教育政策課

3 インクルーシブ教育の推進

現状と課題

- 「障害者の権利に関する条約」では、障害者の権利を実現するためにあらゆる段階におけるインクルーシブ教育システムを確保することを求めており、インクルーシブ教育は、障害のある人とない人が共に学ぶことを通して共生社会の実現に貢献しようという考え方で推進されています。
- 推進に当たって障害をサポートする専門的な知識や経験が十分でない場合の教員の負担、障害の特性は個人差が大きいため、合理的配慮の適切な範囲が決めづらい、バリアフリーの環境整備などの課題も多く見られます。

具体的な取組

- 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、適切な合理的配慮の提供を行うとともに、多様な学びの場について研究・検討を進めます。
- 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児・児童・生徒との交流及び共同学習を通して、障害のある人と障害のない人が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを目指すとともに、ノーマライゼーション理念の普及を進め、県民一人ひとりの理解促進を図ります。

* ノーマライゼーションとは

障害がある人と障害がない人が同じように生活し、伸び伸びと活動できるという考え方です。一見、インクルーシブと同じように聞こえますが、このノーマライゼーションという考え方は、障害のある人を変えるのではなく、その人達を取り巻く環境や障害のない人達の意識など、周囲が変わることで、障害のある人がありのまま生活できるようになることを目指しています。

県の主な取組・支援

- インクルーシブ教育の推進

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図っていきます。

また、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人ひとりの幼児児童生徒に応じた切れ目ない支援体制の充実を図っていきます。

特別支援教育課

II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり

1 地域生活課題の解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援

(1) 生活課題に即応した地域づくり

現状と課題

- 地域におけるつながりの低下を背景として、「社会的孤立」「制度の狭間」の課題が顕在化しています。特に支援を要する方々については、周囲とのつながりがない場合、問題が潜在化し、必要な支援を適切に受けることができず、深刻な状況に陥るおそれがあります。
- 人口減少、少子高齢化や過疎化の進行等により、高齢者や障害のある人等の外出・生活支援、買い物難民等、住民のニーズに応じた持続可能な生活支援サービスの提供も課題となっています。

具体的な取組

- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員等福祉関係者と協働した、社会的な結びつきの確保に向けた取組を支援します。また、地域において個人宅を訪問する事業者と地域の見守り協定を締結して、市町村と事業者との地域の見守りに関する協力関係構築を支援します。
- 公共交通機関の不便な地域における、移動困難者対策の促進、持続可能な地域公共交通の確保、福祉タクシー*の導入促進などを通して、住民の安全で円滑な移動を支援し、買い物や通院など、日常生活の質の確保を推進します。

県の主な取組・支援

<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員活動への支援 民生委員・児童委員活動に要する経費の支出や、活動の充実強化を図るための研修を行います。 	健康福祉指導課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉タクシーの導入促進 福祉タクシー車両の導入に必要な経費に対して助成を行っています。 	健康福祉指導課

<p>○ 地域包括支援センターへの支援 地域包括支援センター職員に対し、総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を行います。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 生活支援コーディネーター*の養成、フォローアップ 市町村が取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービスの充実・強化や担い手の育成等を行う生活支援コーディネーターの養成や、日頃の活動に資するためのフォローアップ研修や情報交換会を実施します。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 高齢者孤立化防止の推進 高齢者が孤立することのないよう孤立化防止の周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広めます。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 認知症サポーターの養成・活躍 認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを市町村と連携して養成します。また、養成したサポーターが地域で具体的な取組が行えるように支援をします。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 超高齢社会に対応した移動困難者対策の促進 人口減少や高齢化が進む社会にあっても、持続可能な地域旅客運送サービスが提供されるよう、市町村の状況や意向も踏まえ、他団体の取組や先進事例等について学ぶセミナーを実施します。</p>	<p>交通計画課</p>

(2) 消費者被害防止対策等の推進

現状と課題

- 県内の消費生活相談に寄せられた相談件数は、ここ数年5万件前後と依然として多くの相談が寄せられており、中でも、60歳以上の方々からの相談が約4割を占めている状況が続いています。
そのため、高齢者を含め消費者トラブルを未然に防ぎ、消費者の安全・安心を確保するための取組が求められます。

具体的な取組

- 県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。
- 関係機関と共に、消費者の自立支援、家族や地域での見守りの促進、高齢者等の消費者被害の未然防止に向けて、消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

県の主な取組・支援

- 消費者被害防止対策の推進

市町村の相談体制の充実強化を図るため、研修や巡回訪問等の支援を行います。また、消費者の自立を支援するための講座や、日常的に高齢者と接する民生委員や訪問介護事業者等を対象とした講座を実施します。更に不当な取引等を行う事業者に対して、行政指導等を実施します。

くらし安全
推進課

(3) 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- こどもを取り巻く環境も大きく変化しており、いじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困など、こどもをめぐる問題は多様化、複雑化しています。

具体的な取組

- こども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズに対応していくため、市町村が計画的に行う地域子育て支援拠点[※]等の整備を促進します。
 - ※ 地域子育て支援拠点
 - ・ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
 - ・ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上に努めます。

県の主な取組・支援

<p>○ 子育て世代包括支援センターの運営支援 子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするため、職員のスキルアップ研修や、産後ケア事業についての情報提供等を行います。</p>	<p>児童家庭課</p>
<p>○ こどもの健やかな成長に向けた支援 母子保健担当者等の資質向上を目的とした研修の実施や、乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けた支援を行います。</p>	<p>児童家庭課</p>
<p>○ 多様な子育て支援サービスの充実 市町村が地域の実情に応じて実施する、放課後児童クラブ[※]、病児保育、延長保育、一時預かり等の多様な子育て支援サービスの運営を支援します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>○ 企業参画型子育て支援の推進 県全体で子育て家庭を応援するため、企業等の協賛により子育て家庭が店舗等で割引等の各種サービスを受けられる企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業）を推進します。</p>	<p>子育て支援課</p>

(4) 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた地域づくり

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの日常生活に様々な影響を及ぼしています。外出の機会や他者との交流、社会参加の機会が減ることから、人と人とのつながりや地域の絆を弱めることになりました。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア等が実施してきた様々な地域福祉活動にも多くの制約や困難が伴っており、高齢者のみならず、あらゆる世代の社会的孤立につながっていくことが懸念されています。

具体的な取組

- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新たな感染症が発生・拡大した場合等にも備え、日頃から感染症に関する正しい理解と感染予防に関する知識の普及啓発を行い、地域のつながりと支え合いの活動の実施や継続、つながりのための取組に関する市町村間の情報共有と感染症予防対策を図りながら地域福祉活動を継続している好事例の横展開を行います。

県の主な取組・支援

<p>○ 社会福祉施設等における感染症対策等の周知 社会福祉施設等における感染症対策について、社会福祉施設等に周知するとともに、県ホームページに感染症対策マニュアル、感染症拡大防止のための留意点等を掲載し、感染症対策についての啓発を行います。また、同施設等に対し、手指消毒、マスク着用等や室内の換気をはじめとした基本的な感染防止対策を講じるよう指導します。</p>	<p>健康福祉指導課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害福祉事業課</p>
<p>○ 地域の支え合い活動の取組周知等 民生委員の職務は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談及び必要な援助を行うことであるが、なり手不足は大きな課題であり、なり手不測の解消を図るため、研修内容の充実、広報活動の強化などの取組を行います。 また、県内社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」状況の把握と情報提供を行うとともに、法人が「地域公益事業[*]」を行うに当たっては、地域のニーズを把握する場（地域協議会）を設置します。</p>	<p>健康福祉指導課 高齢者福祉課</p>

さらに、地域の高齢者が気軽に集い、交流を行う「通いの場」については、感染防止に配慮しながら工夫して活動を継続できるよう、市町村に対し、研修等を通じて好事例の横展開を図ります。

2 地域福祉の場、拠点づくりの促進

(1) 地域コミュニティづくり推進への支援

現状と課題

- 近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化していることから、地域における幅広い協働・連携により、解決に向けて取り組むことが求められています。
- 社会福祉協議会が扱う地域福祉の課題は、社会の成熟化により複雑化しており、その課題の解決のためには、多数の関係者との調整が必要です。
- 家族形態の変化や人口の都市集中、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが弱くなり支え合いが低下している中で、地域では、子育てや高齢者、障害のある人の支援、災害時の助け合い等、様々な課題が生じています。

具体的な取組

ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

- 社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として定められていることから、市町村、関係団体との連携の下、経営基盤の強化や活動の充実を図ります。
- 県社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携し、市町村における地域福祉の推進を支援します。また、市町村の地域福祉の取組が官民の連携の下で推進されるよう、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定・推進を支援します。

イ 地域コミュニティづくりの促進

- 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざします。
- 地域福祉を担うため、社会福祉法人やスポーツ団体など、様々な分野の担い手の参画及び連携の場づくりを支援します。

県の主な取組・支援	
<p>○ 社会福祉協議会との連携促進 市町村社会福祉協議会とともに地域福祉を推進する県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。</p>	健康福祉指導課
<p>○ 地域福祉フォーラムの設置支援 県地域福祉フォーラム事務局を設置し、活動費等の支援を行い、地域福祉フォーラムの設置を推進します。</p>	健康福祉指導課
<p>○ スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ[※]の設立・定着を支援します。</p>	生涯スポーツ振興課

(2) 地域住民の活動の場、居場所づくりと社会資源の創出

現状と課題

- 福祉ニーズが多様化・複雑化している中、地域で孤立し居場所を求めている住民や、食事や居場所、学習に困っている子どもなど、既存の制度では十分に対応できない者等に対する場の提供が必要になっています。また、地域住民や専門職などが話し合う地域福祉の場・拠点も重要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大時には、地域交流サロンや認知症カフェ等が休止せざるを得ない状況となり、孤立している人、問題を抱えている人等の早期発見・把握が難しくなり、相談・交流の場の重要性が再認識されました。
- 社会資源とは、住民のニーズを満たすために用いられる資源であり、制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称と考えられており、人的資源、物的資源、インフォーマルなもの、フォーマルなものなど様々です。
- 社会資源は、子ども食堂など、実際に民間発の自主的・自発的な取組として社会に芽吹き始めています。行政はこうした新たな動きを尊重し、自主性が損なわれないよう取組を支援する必要があります。

具体的な取組

ア 相談や交流、居場所づくり等多様な機能をもった場・拠点づくり

- 子ども食堂や介護予防教室、認知症カフェ等、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や拠点づくりを支援します。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などがあった場合においても、地域との関わりが少ない人が社会的に孤立しないように支援を行います。
- 地域において多様なコミュニティが形成されるように、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保、交流・参加・学びの場のコーディネートなど、地域における交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりのための支援を推進します。

イ 社会資源の創出

- 一人ひとりのニーズや様々な生活上の困難を受け止められるよう、市町村と連携して、社会資源の効果的な活用方法・創出について情報共有するとともに、必要な社会資源の創出に向けた支援を行います。

県の主な取組・支援

<p>○ 誰もが、その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会の実現 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、社会に出ることを拒否したり、孤立・孤独・ひきこもり状況にある人もおり、このような人への対応策として、中核地域生活支援センター等において訪問相談を実施していきます。 また、生活困窮者に対して自立支援を図るため、町村部を所管する同センターを対象に、包括的な相談支援等を行う支援員を配置します。</p>	<p>健康福祉 指導課</p>
<p>○ 課題を抱える高校生の居場所設置や相談支援 学校内における居場所の設置支援や福祉的な相談対応について、気づき支援へつなげる取組を実施します。</p>	<p>健康福祉 指導課</p>
<p>○ 認知症カフェの普及推進 市町村に対し、カフェの運営事例やボランティアの活動事例等を紹介し、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と気軽に集える場となる、認知症カフェの普及を推進します。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 子ども食堂の普及推進 ホームページ等で子ども食堂の活動情報を発信するとともに、子ども食堂関係者が情報交換等を行い、ネットワークを構築できるよう支援します。</p>	<p>児童家庭課</p>
<p>○ 放課後子供教室の推進 全ての児童を対象とし、平日の放課後や土曜日等において、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画を得て、こどもたちの多様な学びや体験活動等を提供する教室を設置・運営する市町村に対して助成します。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>○ 県立青少年教育施設の活用 様々な体験学習や交流ができる宿泊型の社会教育施設として、学校や子ども会・スポーツ団体などに体験活動の場を提供するとともに、施設周辺の自然環境や人材を生かし、地域と連携した事業を実施するなど、体験活動の機会を提供します。</p>	<p>生涯学習課</p>

3 地域住民等による地域の多様な活動の推進

(1) 地域住民等による地域の多様な活動の推進

現状と課題

- 地域づくりに当たっては、地域の実情に応じた「自助・互助・共助・公助」の組み合わせにより、各々の役割に基づいた重層的なネットワークを構築することが求められています。
- 少子高齢・人口減少社会は、私たちの経済・社会の存続に危機を及ぼす大きな課題です。この危機を乗り越えるためには、地域の力を強化し、地域社会の持続可能性を高めていくことが必要です。
- 健康は、充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件であり、地域を支え、その活力を高めるためにも不可欠なものです。人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸を図るための取組が求められています。

具体的な取組

ア 地域に関わる様々な主体とのネットワークづくり

- 地域住民やボランティア、NPOなど、地域で活躍する人材と地域の様々な支援機関等とをつなぎ合わせて地域生活課題の解決を目指す地域福祉ネットワークの構築に努め、支援体制の強化を図ります
- 各地域において、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、地域経済全体の活性化を図るとともに、それぞれの地域課題や地域の強みなど地域特性を十分に踏まえ、地域の将来像を描いた地域経済・地域資源と一体となった地域づくりを推進します。

イ 住民による主体的な健康づくりの推進

- 県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現を目指し、ライフステージや健康状態に応じて生き生きと生活できるよう、生活習慣病の発症予防、介護予防、フレイル^{*}対策（運動、口腔、栄養等）などの健康づくり支援の充実を図ります。

県の主な取組・支援

<p>○ 分野を越えたネットワークづくりと社会資源の創出 地域福祉フォーラムの制度を活用し、福祉を必要とする当事者、福祉関係者及び団体のみならず、福祉以外の分野の個人や団体も含めて協働しながら、地域づくりや福祉のあり方及び取組み方を検討していきます。 また、災害時に被災者のニーズに適切に応えるため、ボランティア活動希望者とニーズのマッチングを行う現場スタッフの育成を支援しています。</p>	<p>健康福祉指導課</p>
<p>○ 明るい長寿社会づくりの推進 高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進するため、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣をはじめとして、高齢者のスポーツ活動や指導者育成及び趣味や同好の仲間づくり（高齢者サークル）を支援します。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 健康づくり、こころの健康づくりの推進 睡眠や休養、飲酒などの生活習慣や、メンタルヘルスに関する情報などを提供することにより、県民の健康づくりを支援します。</p>	<p>健康づくり支援課</p>
<p>○ スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブの設立・定着を支援します。【再掲】</p>	<p>生涯スポーツ振興課</p>

(2) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進

現状と課題

- 社会福祉法人は特定の社会福祉事業に留まることなく、既存の制度では対応が困難な地域ニーズや制度の隙間の問題を把握し、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが求められています。

具体的な取組

- 社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組」について、各法人に対しその取組の推進を働きかけるとともに、法人の専門性とネットワークを生かしつつ、地域団体や住民と連携する取組にまで広がるよう、市町村や社会福祉協議会と連携して取り組んでいきます。
- 社会福祉連携推進法人制度の創設を踏まえ、地域貢献活動を推進する新たな支援の仕組み等多様な主体との協働の場づくりに取り組みます。

県の主な取組・支援

- 社会福祉連携推進法人の認定・周知
県内での社会福祉連携推進法人の認定について、情報提供を行うとともに、社会福祉連携推進法人の立ち上げに必要な経費の補助制度について、周知します。

健康福祉指導課

(3) 官民協働の地域づくり活動・地域貢献活動の促進

現状と課題

- 少子高齢化や人口減少が進み、住民同士でお互いに支え合う力や地域で課題を解決する力が脆弱になりつつある中、行政だけでなく、社会福祉法人や、自治会・町内会、社会福祉協議会、大学、企業、ボランティア団体など、官民が連携・協働していく必要があります。
- 企業は、ビジネスで培ったノウハウやネットワークを活用し、CSR(企業の社会的責任)としての社会貢献活動に加え、SDGsへの取組も行われていることから、多様な形での協働を検討する必要があります。

具体的な取組

- 大学、企業、地域団体、NPO、学校・学生等、多様な主体と協働して、地域づくりに寄与する社会貢献活動や地域福祉活動の活性化を図るため、様々な地域福祉の推進に関する取組を推進します。
- 企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで、地域福祉の向上を図ります。
- 各地域におけるそれぞれの地域課題や地域の強みなど、地域の実情を十分に踏まえて取組を推進します。

県の主な取組・支援

<p>○ 高齢者孤立化防止の推進 高齢者が孤立することのないよう孤立化防止の周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広めます。【再掲】</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 民間企業等との包括的な連携・協力 千葉県版包括連携制度「ちばコラボレーションシップ」等により、民間企業等と連携・協力し、その強みを積極的に活用しながら、地域福祉の向上を含め、地域の活性化や公的サービスの充実を図ります。</p>	<p>政策企画課</p>

<p>また、高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト※」により、民間事業者が日々の事業活動等の中で、高齢者の見守りに積極的に協力していけるよう、地域における見守り支え合う体制づくりに取り組めます。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 事業者の地域貢献推進 「事業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、大型店や商店街が行う地域への貢献活動をきっかけとして、地域ぐるみの連携・協働を促進し、地域を活性化していく環境づくりを進めています。</p>	<p>経営支援課</p>
<p>○ 企業参加の里山づくり・法人の森 健全な森づくりを行うための企業等と里山活動団体等との連携を支援するとともに、県有林において企業等が行う森林整備を積極的に受け入れます。</p>	<p>森林課</p>

(4) 寄附文化の醸成

現状と課題

- 地域の課題を解決していく際には、その財源を考える必要があります。共同募金（赤い羽根募金、歳末たすけあい募金）やクラウドファンディング、ふるさと納税など寄附も多様化し、寄附を通じて住民相互の助け合いの気持ちを押し広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。
- 寄附等を通じた資金提供も地域づくり活動への参画のひとつの形態と捉え、寄附等が地域貢献につながる活動として県民の理解が進むよう寄附文化の普及を図る必要があります。

具体的な取組

- 地域活動を支える仕組みとして、ふるさと納税や活動団体等への寄附等の理解を深めることにより、地域貢献活動への関心を高めるとともに、寄附文化の醸成と地域福祉の推進を図ります。
- 社会福祉施設や福祉団体等の支援の充実が図られるよう、社会福祉協議会等の関係機関の協力の下、千葉県共同募金会をはじめとする関係団体が実施する募金活動などと連携・協働した取組を実施します。

県の主な取組・支援

<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同募金会との連携 千葉県共同募金会が実施する赤い羽根募金等の募金運動に地域住民から積極的な協力が得られるように広報活動を促進し、協力・連携を図ります。 	健康福祉指導課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設等退所者に対する奨学金制度 児童養護施設等を退所する児童が経済的事情にかかわらず進学できるよう、寄附を活用した本制度の周知を図るとともに、制度を運用する千葉県社会福祉協議会に対して、その運営費を補助します。 	児童家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業版ふるさと納税の募集 制度の概要や県の取組等について、周知を図ります。 	政策企画課

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

○ 県立学校に対する寄附金の募集

県立高校が希望する取組等を実現するため、地域住民等に対し寄附金を募集します。

財務課